

平成22年11月16日
日本証券業協会

米国における外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）について

1. 外国口座税務コンプライアンス法の成立

- ・ 本年3月18日、米国議会において外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act）が成立

（目的）

- ・ 米国の納税者が資産を海外に移転することによる租税回避を防止するため

2. 規制の概要

- ・ 外国の金融機関で、IRS（米国の内国歳入庁）と米国（法）人が保有する口座情報の開示に関する契約を締結しない者や、外国の非金融機関で米国（法）人の株主情報などの開示義務に従わない者に対し支払われる所得に30%の源泉税が課せられる。

※ 源泉課税の対象所得は以下のもの

- ・ 現行の米国源泉徴収制度で源泉徴収の対象となっている米国源泉の利子（発行差金を含む）、配当金、賃貸料、ロイヤルティ、給与、保険金、報酬その他の定期定額所得
- ・ 米国源泉の配当又は利子を生み出す資産の売却・処分に伴うグロスの支払額（このため、資産の売却・処分については損失が出た場合でも支払額の30%が源泉徴収される。）
- ・ 米国銀行の海外支店が支払う預金利子
- ・ 契約を締結した外国金融機関（FFI：Foreign Financial Institutions）は参加 FFI（Participating FFI）として他の外国金融機関と区別される。

※ 外国金融機関（FFI）とは、以下のいずれかに該当する金融機関

- ・ 預金を受け入れている
- ・ 金融資産のカストディ業務に従事している
- ・ 主に証券、パートナーシップ持分、商品又はデリバティブへの投資、再投資、トレーディングに従事している
（証券会社で、米国市場への取次ぎ、ディーリングを行っている会社は該当）

- ・ 参加 FFI の義務

- (1) 米国（法）口座の検出

- 原則として、全口座保有者の中に米国（法）口座があるかどうか検出する。

- (2) IRS に対する年次報告

- 米国（法）口座に関する以下の情報を IRS に対し毎年報告する。

- イ. 米国人の氏名、住所及び TIN（米国の納税者番号）

- ロ. 米国法人の場合は、米国人の株主の名称、住所及び TIN

- ハ. 口座番号

- ニ. 預金残高

- ホ. 年間入金総額及び年間引出総額

- (3) IRS と契約していない外国金融機関や非協力的顧客（情報開示を行わない顧客）に対する支払いに対し 30% の源泉徴収を行う。

3. 例外規定

- ・ 法定免除対象機関

- 外国政府、国際機関、外国中央銀行

- ・ 外国金融機関は、次の場合には IRS との契約なしに源泉徴収義務を免除

- (1) 財務省規則により定められた手続きや諸条件を遵守し、米国（法）口座を保有しないように徹底する。

- (2) 財務省規則により認定された免除対象金融機関（群）に該当する。

- (3) その他

4. 施行日

- ・ 平成 25 年 1 月 1 日の支払いより有効

- ・ 移行措置

- (1) 平成 24 年 3 月 18 日までに実行された債権は例外債権となる。

- (2) 例外債権の利払い及び処分に関する受取額（グロス）は平成 25 年 1 月 1 日以降も新ルールの適用対象外となる。

以 上

こ れ ま で の 経 緯

	米国での動き	協会の取組み
22 年 3 月 18 日	・ FATCA 成立	
7 月 13 日		・ 本協会作成の意見書（案）について メンバーズコメントの募集
8 月 27 日	・ ガイダンス（Notice2010-60）の 公表（ガイダンスに対する意見募 集【11 月 1 日まで】）	
9 月 21 日		・ FATCA 及びガイダンスに関する 会員向け説明会の実施 ・ ガイダンスの内容を受け事務局が修 正した意見書（案）についてのメン バーズコメントの募集
11 月 1 日		・ IRS に対する意見書の提出

○ 今後の予定

- ・ IRS では、寄せられた意見を参考として、平成 23 年春頃に草案が発表される予定。
- ・ 本協会としては、他の業界（銀行界）と共に今後も動きを注視し、意見書の第二弾、第三弾の提出を行っていく所存。

以 上

Japan Securities Dealers Association

Tokyo Shoken Kaikan Bldg.
1-5-8, Kayaba-cho, Nihonbashi, Chuo-ku
TOKYO 103-0025, JAPAN
Phone: (813) 3667-8451 Fax: (813) 3666-8009

November 1, 2010

Internal Revenue Service
CC:PA:LPD:PR (NOT-121556-10)
Room 5203
P.O. Box 7604
Ben Franklin Station
Washington, D.C. 20044

RE: Comments on Foreign Account Tax Compliance Act Provisions (Reporting on Certain Foreign Accounts)

Dear Sir/Madam:

The Japan Securities Dealers Association ("JSDA") appreciates the opportunity to provide comments in response to Notice 2010-60 concerning regulatory and administrative interpretation and implementation of the Foreign Account Tax Compliance Act ("FATCA"), which was enacted on March 18, 2010 as part of the Hiring Incentives to Restore Employment (HIRE) Act of 2010 (Pub. L. 111-147).

The JSDA comprises more than 500 members consisting of securities firms and other financial institutions operating securities businesses in Japan. The JSDA is functioning as a self-regulatory organization as well as a trade association in the Japanese securities market.

In the past, Japanese securities firms and financial institutions have fully cooperated with the enforcement of the U.S. tax law through active participations in the Qualified Intermediary ("QI") regime. While we understand the purpose and the background of FATCA, we are concerned about the potential administrative and compliance burden on the Japanese securities firms and financial institutions due to the practical issues that may arise during the implementation of FATCA. While we welcome the specific guidance included in Notice 2010-60 (the "Notice") that was designed to reduce the burden placed on foreign financial institutions ("FFI"), we are still concerned about the potentially excessive compliance burden that our members are expected to face. Therefore, we would appreciate your understanding in the issues described below to ensure that the regulations and future guidance are developed in a manner that minimizes the administrative burden placed on the securities firms and financial institutions in Japan.

Especially, it should be noted that Japanese securities companies and financial

institutions are in compliance with "Act on Prevention of Transfer of Criminal Proceeds," which was enacted to prevent money laundering by such measure as the due diligence requirements for the customers of business operations. We would also like to note that no significant tax evasion case by a U.S. person has been reported in Japan after the implementation of QI regime on January 1, 2001. In light of these circumstances, we would greatly appreciate if the U.S. Department of Treasury (the "Treasury") and the Internal Revenue Service (the "IRS") duly consider the following recommendations.

1. Application of Section 1471(f)(4) or 1471(b)(2)(B) to Japanese Financial Institutions

As previously noted, it is our understanding that no significant tax evasion case by a U.S. person was reported in Japan after the QI regime was implemented on January 1, 2001. By way of background, in general, Japanese securities firms are very reluctant to open an account for a customer who does not reside in Japan, because Japanese securities firms are most likely not permitted to solicit business with nonresident customers without first obtaining securities brokerage license in the customers' home jurisdictions. In addition, less than 0.01 % of the accounts maintained through Japanese securities firms (type-1 financial instrument business operators under the Financial Instruments and Exchange Act) are owned by U.S. persons (based on the receipt of Form W-9 under the existing QI regime). It should also be noted that most of the Forms W-9 were submitted by Japanese nationals who temporarily reside in the U.S. for business and became U.S. residents under U.S. tax laws. In this regard, it is highly unlikely for a U.S. person to avoid taxes through securities firms in Japan. Accordingly, we would like to request that type-1 financial instrument business operators be listed as a class of exempt institutions under Sec. 1471(b)(2)(B).

2. Verification and Information Reporting Requirements of U.S. Accounts under the Agreement between a Foreign Financial Institution and the IRS

It is our understanding that FATCA would revise the existing QI agreement and impose additional requirements on existing QIs such as annual information reporting requirement of the specified U.S. person, including name or corporate name, address, U.S. taxpayer identification number ("TIN"), account number, account balance, and annual gross receipts and withdrawal amount. However, since the existing customer management system at Japanese securities companies does not maintain all of the above information, the additional requirements would place considerable compliance burden, including administrative burden and significant mailing cost, in meeting such additional requirements, especially the requirements to report the account balance and the annual receipts and withdrawal. Accordingly, we request that the definition of specified U.S. persons subject to the reporting requirement be modified to include only the U.S. person defined under U.S. tax laws and regulations (i.e. a U.S. citizen, green card holder, U.S. resident, U.S. corporation, etc.) who has established a new account after the effective

date of FATCA, as well as the existing customers who were identified as U.S. person through the ordinary course of business.

In addition, we request that securities firms and financial institutions not be required to confirm the identification of each customer, and required to inquiry about the U.S. status only if the customer information obtained during the ordinary course of business implies the customer's U.S. status through language, telephone number, or electronic mail address, etc. Furthermore, the accounts established solely for the purpose of stock options and treasury shares as well as the accounts established for employee stock ownership plans or corporate employee stock ownership plans pose very low risk of U.S. tax evasion and we believe that they should also be exempt under Sec. 1471(b)(2)(B).

3. U.S. Owned Foreign Entities

Currently, Japanese securities firms confirm the identity of entity clients but do not maintain their shareholders information. The due diligence requirement of a U.S. owned foreign entity essentially means the verification of all shareholders or owners of entity clients, which is expected to be very burdensome and costly. Accordingly, we would like to request the following:

- (1) To require the determination as to U.S. status of entity clients only upon establishment of the account, after FATCA has become effective.
- (2) To allow participating FFIs to rely on third party data sources when following the steps described in the Notice to verify whether the entity clients are engaged in active trade or business. The JSDA welcomes the approaches introduced in the Notice that are designed to limit the verification requirements to the entities with no active trade or business, and would like to request that the Treasury and the IRS include the use of third party data sources in the regulations.
- (3) To limit the scope of due diligence requirement to the direct shareholders or owners of entity clients. Although the Sec. 1473 of FATCA defines the substantial U.S. owner as a specified U.S. person who directly or indirectly holds 10 percent or more of the entities, it would be practically impossible to verify the existence of indirect shareholders that are specified U.S. persons.
- (4) To verify the identification of substantial U.S. owners of the entity clients only at the time of the establishment of new account through a written certification as to existence and identity of the substantial U.S. owners from the entity clients. Since customers are not required to investigate the substantial U.S. owners under the current Japanese law, repeating the verification requirements would be unduly burdensome and costly in light of possible administrative work, additional customer correspondences, and system enhancements required to comply with such requirements.
- (5) To treat the accounts utilized merely for the following purposes, which poses the low risk of U.S. tax evasion, as exempt under Sec. 1471(b)(2)(B).
 - Buyback of treasury shares

- Employee stock ownership plans
- Corporate employee stock ownership plans, etc.

4. Expanded Affiliate Group

Under FATCA, due diligence and certain other requirements under an FFI agreement are generally imposed on an expanded affiliate group basis unless otherwise provided by the Treasury (e.g., the determination of the \$50,000 threshold with respect to individual accounts). As Japanese securities firms do not maintain pertinent records on the group basis and the requirement of group based due diligence and record maintenance would create substantial compliance burden, we request that participating FFIs be permitted to perform due diligence and maintain the required records on a stand-alone basis. We also request that annual reporting and external audit be permitted to be made on a stand-alone basis.

5. Other Requirements

(1) Annual Report

We request that participating FFIs be permitted to elect to use Form 1099 in lieu of the annual report at discretion of each participating FFI, in order to minimize the administrative burden placed on FFIs. Furthermore, even if Form 1099 is not elected, we request that the requirement to report the account balance, the amount of gross receipts and withdrawal be eliminated because Japanese securities firms do not maintain such records and would be unduly burdensome and costly to report such information.

(2) Report on Recalcitrant Account Holders

According to the Notice, the Treasury and the IRS appear to intend to require the reporting of recalcitrant account holders with certain indicia of U.S. status. We request that the scope of such reporting be limited only to the extent of the information available to the participating FFIs during their ordinary course of business.

(3) External Verification

We request that the external verification requirements be developed so that existing QIs would not face excessive cost and compliance burden, as they have already been required to comply with the external verification requirement.

Conclusion

As we discussed, FATCA would place considerable burden on the administrative matters of Japanese securities firms and financial institutions. Although all the above

issues are critical, we would like to ask for an extra attention to our request number 1, Application of Section 1471(f)(4) or 1471(b)(2)(B) to Japanese Financial Institutions. In the event that it is not feasible, then we request that the above request 2 ~ 5 be considered as an alternative. We would appreciate your kind consideration for Japanese securities firms and financial institutions in order to prevent possible negative consequences on the behaviors of Japanese investors who are investing in U.S. securities.

We look forward to working with you throughout the implementation of the FATCA provisions and remain at your disposal for a meeting or call to expand further on the above considerations.

Yours sincerely,
Japan Securities Dealers Association

伊地知 日出海

CC:

Mr. Steven A. Musher
Associate Chief Counsel (International)
Internal Revenue Service
1111 Constitution Ave., N.W.
Washington, D.C. 20224

Mr. Carl Cooper
Senior Counsel, Office of the Associate Chief Counsel (International)
Internal Revenue Service
1111 Constitution Ave., N.W.
Washington, D.C. 20224

Mr. John Sweeney
Attorney, Office of the Associate Chief Counsel (International)
Internal Revenue Service
1111 Constitution Ave., N.W.
Washington, D.C. 20224

米国内国歳入庁 御中

日本証券業協会

外国口座税務コンプライアンス法(特定外国口座に関する報告)
に対する意見について

前 文

- ・ これまで、わが国の証券会社、金融機関は、米国のQI制度に対して、協力者としての対応を行ってきた。
- ・ また、今般の、米国における標記法案が成立した経緯については理解している。
- ・ しかしながら、法律の実務的な執行面において、わが国証券会社、金融機関に影響が出てくると思われる事項が想定されている。
- ・ 本年8月27日付けで公表されたIRS Notice2010-60号(以下「ガイダンス」という。)については、金融機関の負担削減のために各種の配慮がなされている点については大いに歓迎しているが、それでもなお実務的に多大な負担が生じる懸念がある。
- ・ 詳しくは、以下で説明を行うこととするが、是非、その趣旨をご理解いただき、わが国証券会社、金融機関の実務対応面において、過度な負担が生じることをないようしていただきたい。
- ・ 特に、わが国の証券会社、金融機関に対しては、マネー・ロンダリングを防止することを目的とした「犯罪による収益の移転防止に関する法律」による本人確認義務があり、また、2001年1月1日にQI制度が施行されて以来、わが国において米国人による多額の脱税事件は発生していないものと認識している。そうした意味からも、わが国については以下の諸点につき特段の配慮をお願いしたい。

1. 例外規定の適用について

- ・ 前述のとおり、2001年1月1日にQI制度が施行されて以来、わが国において米国人による多額の脱税事件は発生していないものと認識している。
- ・ そもそも、わが国の証券会社では、非居住者が口座開設を行うことについて極めて消極的である。なぜなら、わが国の証券会社が非居住者に対して勧誘するためには、当該証券会社は当該非居住者が属する国における証券取引業のライセンスが必要と推定され、もし、当該ライセンスを取得せずに当該非居住者に対して勧誘行為を行った場合、当該国における証券取引規制に抵触するおそれがあるためである。

- ・ このため、わが国の証券会社(金融商品取引法上の第1種金融商品取引業者)に開設している顧客口座のうち米国人(QI制度における様式W9の受入件数)が占める割合は0.01%にも満たない。
 - ・ W9を受け入れている事例も、わが国の居住者が海外赴任等の理由で米国の税法における「米国人」となったケースがほとんどである。
 - ・ 以上のことを勧告すれば、わが国の証券会社を通じて米国人が租税回避を行う可能性は極めて低いことから、「外国口座税務コンプライアンス法」の1471条(b)項(2)号(B)に規定する適用除外規定にある一定のグループとして、わが国の金融商品取引法上の第1種金融商品取引業者を加えていただきたい。
2. 外国金融機関とIRSとの間の米国民口座に関する確認及び報告義務に関する契約について
- ・ 今回の法改正では、QI契約を追加・変更して、新たに、IRSへの年次報告として、特定の米国居住者の氏名又は名称(法人の場合)、住所、米国納税者番号(TIN)、口座番号、残高、年間入金・引出総額が求められることとされている。
 - ・ しかしながら、現在のところ、証券会社における顧客管理上、当然のことではあるが、上記のような情報の全てを管理しておらず、改めて対応するとした場合、事務コストや郵送コストなどが膨大に生じてしまう(特に、残高、年間入金・引出総額については影響が甚大である)。
 - ・ このため、報告義務の対象となる顧客については、法施行後に新たに口座を開設する米国の税法上における米国人(米国市民、グリーンカード保持者、米国居住者、米国法人等)及び業務上米国人と知り得た既存顧客を対象としていただきたい。
 - ・ また、証券会社・金融機関において米国居住者(法人)か否かを判定する際は、日常業務において、その言語、電話番号・メールアドレスなどから、米国居住者(法人)と推察される場合に限り、顧客本人に米国人であるかを確認するものとし、全ての顧客に対し、米国人であるかを確認する必要はないものとしていただきたい。
 - ・ さらに使用目的をストックオプション及び自己株買付けに限定した口座並びに持株会及び取引先持株会口座については、租税回避を行う可能性は極めて低いことから、「外国口座税務コンプライアンス法」の1471条(b)項(2)号(B)に規定する適用除外規定の対象として欲しい。
3. 米国保有外国法人について
- ・ 現在、証券会社では、本人確認書類に基づき、法人顧客の本人確認を行っているが、当該法人顧客の株主についての情報は、何ら保持してはいない。
 - ・ 米国保有外国法人の確認を行うためには、結果として、全ての法人顧客の株主情報の確認を行うことに他ならず、そのために要するコストは膨大なものが予想される。

- ・ ついては、この対応につき、以下のとおりとしていただきたい。
 - (1) 法施行以降に新たに口座を開設した法人顧客のみを対象としていただきたい。
 - (2) ガイダンスでは、新規の法人顧客の確認が義務付けられる口座の範囲が実体のない事業体に絞られており、このことについては歓迎したい。
 実体のある事業の有無の確認については、ガイダンスでも提案されている第三者データベースの利用については是非財務省規則に盛り込んでいただきたい。
 - (3) 「外国口座税務コンプライアンス法」の1473条によると、実質的米国保有者とは、株式会社等の株式等を直接又は間接的に10%超所有している特定の米国居住者とされているが、間接的に所有しているか否かを確認することは実務上不可能であるため、株式等を直接的に所有している者のみとしていただきたい。
 - (4) 本人確認と同様、実質的米国保有者の確認は、口座を開設する法人が推測可能な範囲で、当該法人より書面により「実質的米国保有者が存在するか否か」の申告を受けるのみとし、かつ、口座開設時の1度きりとしていただきたい。複数回の確認は、事務・システム・郵送コストの面及びわが国法律において顧客が実質的米国保有者の調査を行う義務がないこと等から困難である。
 - (5) 使用目的を限定した以下の口座については、租税回避を行う可能性は極めて低いことから、「外国口座税務コンプライアンス法」の1471条(b)項(2)号(B)に規定する適用除外規定の対象として欲しい。
 - ・ 自己株買付
 - ・ 持株会
 - ・ 取引先持株会 など

4. 拡大関連者グループについて

- ・ 「外国口座税務コンプライアンス法」においては、拡大関連者グループ単位での合算(例えば、個人の口座残高の免除額 50,000ドル)が必要な局面もあるが、わが国の証券会社においては拡大関連者グループ間でのこのような管理は行われていないのが現状であり、システム負担、事務負担等を勘案した場合、対応が困難であることから、単体での管理のみとしていただきたい。
- ・ また、年次報告及び外部監査に関しても、単体ベースとしていただきたい。

5. その他

(1) 年次報告について

- ・ 年次報告の方式については、選択肢を広げるによりわが国証券会社の負担を極力少なくするという観点から、年次報告に代えて様式 1099 を使用する選択を外国金融機関の判断により行うことを可能としていただきたい。
- ・ また、前述のとおり、わが国証券会社においては、報告義務とされている内容のう

ち、残高、年間入金・引出総額については把握しておらず、改めて対応する場合、甚大なコスト負担が生じることから、報告の内容から除外していただきたい。

(2) 非協力的顧客に関する報告について

- ・ ガイダンスでは非協力的顧客のうち米国との関連を示唆する情報のあるものに関する情報も報告させる意向があるようだが、義務としてではなく、証券会社が入手できる範囲の報告とさせていただきたい。

(3) 外部検証について

- ・ 外部検証については、既にQIとなっている証券会社においては、現行の QI 制度における外部検証制度があることから、費用や提出書類の報告内容につき二重の負担が生じないよう、留意していただきたい。

おわりに

- ・ 日本証券業協会としては、上記1. の要望を是非ともお願いしたい。
- ・ 万が一、その要望が聞き入れていただけないのであれば、2. から5. に記載している事項をお願いしたい。
- ・ いずれにおいても、わが国証券会社、金融機関の実務対応面において、過度な負担が生じることのないようしていただき、わが国投資家による対米投資を阻害することのないようお願いしたい。

以 上

「集団的消費者被害救済制度」に対する意見

1. 氏名	日本証券業協会 (担当：企画部 金子敏之)
2. 住所	東京都中央区日本橋茅場町1-5-8
3. 電話番号	03-3667-8535
4. 電子メールアドレス	kikaku@wan.jsda.or.jp
5. 意見	【意見の内容】 1. 金融商品取引の勧誘に関する紛争については、その事案により顧客の年齢、資産状態、投資経験、投資知識、対象商品の性質、営業担当者の説明内容など個別性が強いことから、集団的消費者被害救済制度の対象事案から除外すべき。 【理由】 業者と顧客の金融商品取引の勧誘にかかる紛争は、その商品がその顧客にとって相応しいものであったかどうか、その商品を勧誘するに当たり顧客にどのような説明を行ったか、その顧客に行った説明はその顧客が投資判断を行うために十分なものであったか、などが問題となります。そして、その紛争の解決に当たっては、その顧客の年齢、資産状態、投資経験、投資知識、対象商品の性質、営業担当者の説明内容などの個別の状況から、紛争解決が図られます。つまり、同じ商品に関して生じた紛争の場合であっても、顧客や営業担当者が異なることにより、画一的な紛争解決は不可能です。この点、画一的な紛争解決を目的とする集団的消費者被害救済制度は、金融商品取引の勧誘にかかる紛争解決手段としては相応しくないものと考えられます。 また、金融商品の販売等に関する法律では、金融商品販売業者等の顧客に対する説明義務違反について民法の不法行為責任の特則（当該金融商品販売業者等の無過失責任、違反行為と損害との因果関係の推定、元本欠損額の損害額とする推定）が定められており、金融分野における顧客の私法的救済が特に図られております。 なお、金融分野におきましては、多様化・複雑化が進

む金融商品・サービスに係るトラブルを簡易・迅速に、また利用者に納得感のある解決を図るための裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）が、平成21年改正により金融商品取引法等に定められており、金融商品取引業者等は行政により指定を受けた金融ADR機関と契約を締結して当該機関によるADR手続に応じることが義務付けられております（指定を受けた金融ADR機関が存在しなくても自社で同等の紛争解決措置を講じることが必要）。

金融ADR制度の着実な実施は、平成22年6月18日閣議決定の「新成長戦略」を受け、同年10月8日に金融庁政務三役より公表された「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクション・プラン」においても掲げられており、この政策課題の実現に向けて業界としても積極的に対応してきております。

【意見の内容】

- 2 金融資本市場に悪影響が生じないように、制度の濫用を防止する措置を講じるべき。

【理由】

有価証券取引はリスク・リターンのあるものであり、取引の対象商品が値下がりして損失が発生する可能性は不可避で、この点において、有価証券取引から生じた損失に関する紛争は、使用や消費を目的とする製造物において発生した消費者被害の紛争とは、その性質において全く異なります。有価証券取引がこのような性質のものである以上、集団的消費者被害救済制度により、適法な取引の結果損失となった顧客まで救済されるのではないかといった憶測を呼びかねないことや、一般投資家に対し、適法な取引の結果損をした場合でも救済されるのではないかといった誤った認識・感覚を与えてしまう危険性を否定できず、その結果、金融資本市場における公正な価格形成システムそのものを歪めてしまい、ひいては、日本の金融商品市場に大混乱が生じる危険性は否定できないと考えられます。

【意見の内容】

- 3 企業開示を過度に萎縮・後退させないための一定の施

策が必要ではないか。

【理由】

金融商品の取引は、使用や消費を目的とする製造物の取引とは異なり、発行会社等に対する株式等の「権利」を取引するものであるため、投資家に対して発行者や商品についての十分な情報が開示されなければ、投資判断に支障をきたし、ひいては投資そのものが萎縮してしまうことが懸念されます。

例えば、米国においては、1995年に、将来情報を積極的に開示する企業を泡沫訴訟 (frivolous litigation) から守ることで、企業に一層の開示を促すことを目的として、私的証券訴訟改革法 (PSLRA (Private Securities Litigation Reform Act of 1995)) が制定されています。

他方、我が国の金融商品取引法においては、投資者の立証責任が通常の民事事件よりも軽くなっており (注)、既に投資者を保護する仕組みが導入されています。

いずれにしましても、このような点も踏まえつつ、我が国の企業開示を過度に萎縮・後退させないための一定の施策を検討する必要があるのではないかと考えます。

(注) 金融商品取引法第 18 条 (虚偽記載のある届出書の届出者等の賠償責任) 等

行政による経済的不利益賦課制度

- 対象となる違法行為 民事訴訟が有効に機能しないもの、何らかの形で公益の実現につながるもの(行政法規違反)
(例)偽装表示、悪質商法・不当勧誘事案
- 不利益賦課の方法 違法行為の抑止のため一定の金銭(賦課金)の納付を命じるもの
違法行為により得た収益の納付を命じるもの
違法状態の是正・回復を命じるもの
- 被害者への配分
- 今後検討すべき論点 賦課する金銭の算定方法、違法行為の特定、調査の方法、事前手続、不服申立ての在り方、他の手続との関係、行政の組織体制

財産保全制度

- 対象となる違法行為 悪質商法事案や不当勧誘事案→刑事手続との役割分担
- 財産保全の方法 被保全債権や保全すべき財産を個別に特定せずに財産を保全する方法(包括保全)
私法上の契約の効果として取引を停止する方法
民事上の責任追及を容易にするため、行政が財産を特定して保全する方法
行政処分により金銭納付を命じても徴収が困難になる場合に、財産を特定して保全する方法
- 今後検討すべき論点 情報収集方法、事前手続、不服申立ての在り方、他の手続との関係
財産保全後の被害回復を図る制度枠組み、行政の組織体制

集合訴訟の手続モデル案の比較

	メリット	デメリット	制度設計上の課題
A案	- 対象消費者に不利な確認判決の効果が及ばない - 通知公告に関する負担の軽減	消費者が自ら二段階目の手続に加わる必要性	- 一段階目の当事者適格の根拠 - 一段階目の手続と二段階目の手続の関係 - 一段階目の判決の効力の説明 - 訴訟追行の要件
B案	紛争の一回的解決	- 自らの関与していない敗訴判決の効果が及ぶことがある - 通知・公告の負担が重い	- 手続追行主体が訴訟を追行できる根拠 - 対象消費者の手続保障 - 通知・公告の要否 - 訴訟追行の要件
C案	- 総額を支払わせ分配を行う - 収益を吐き出させることができる - 紛争の一回的解決	- 自らの関与していない敗訴判決の効力が及ぶことがある - 通知・公告の負担が重い - 対象事案が限られ、対象事案の選別が困難	- 手続追行主体が訴訟を追行できる根拠 - 対象消費者の手続保障 - 通知・公告の要否、請求の特定方法 - 総額判決の可否、訴訟追行の要件
D案	権利を有する者が自ら権利を行使するという民事訴訟の基本理念に合致する	消費者が訴訟の帰すうがみえない段階で自ら申出をする必要性	訴訟追行の要件

今後検討すべき論点

どのようなものを手続追行主体とするか、手続追行主体の適格性の判断方法、通知・公告の主体、方法、内容、通知対象特定の方法、手続追行のために必要な費用の負担方法、和解・取下げの規律、訴訟手続に関する諸問題、時効中断等

[illegible]

100

100

100

対象消費者の申出（オプト・イン）

※不
は及

1997, 1998, 1999, 2000, 2001, 2002, 2003, 2004, 2005, 2006, 2007, 2008, 2009, 2010, 2011, 2012, 2013, 2014, 2015, 2016, 2017, 2018, 2019, 2020, 2021, 2022, 2023, 2024, 2025, 2026, 2027, 2028, 2029, 2030, 2031, 2032, 2033, 2034, 2035, 2036, 2037, 2038, 2039, 2040, 2041, 2042, 2043, 2044, 2045, 2046, 2047, 2048, 2049, 2050, 2051, 2052, 2053, 2054, 2055, 2056, 2057, 2058, 2059, 2060, 2061, 2062, 2063, 2064, 2065, 2066, 2067, 2068, 2069, 2070, 2071, 2072, 2073, 2074, 2075, 2076, 2077, 2078, 2079, 2080, 2081, 2082, 2083, 2084, 2085, 2086, 2087, 2088, 2089, 2090, 2091, 2092, 2093, 2094, 2095, 2096, 2097, 2098, 2099, 2100, 2101, 2102, 2103, 2104, 2105, 2106, 2107, 2108, 2109, 2110, 2111, 2112, 2113, 2114, 2115, 2116, 2117, 2118, 2119, 2120, 2121, 2122, 2123, 2124, 2125, 2126, 2127, 2128, 2129, 2130, 2131, 2132, 2133, 2134, 2135, 2136, 2137, 2138, 2139, 2140, 2141, 2142, 2143, 2144, 2145, 2146, 2147, 2148, 2149, 2150, 2151, 2152, 2153, 2154, 2155, 2156, 2157, 2158, 2159, 2160, 2161, 2162, 2163, 2164, 2165, 2166, 2167, 2168, 2169, 2170, 2171, 2172, 2173, 2174, 2175, 2176, 2177, 2178, 2179, 2180, 2181, 2182, 2183, 2184, 2185, 2186, 2187, 2188, 2189, 2190, 2191, 2192, 2193, 2194, 2195, 2196, 2197, 2198, 2199, 2200, 2201, 2202, 2203, 2204, 2205, 2206, 2207, 2208, 2209, 2210, 2211, 2212, 2213, 2214, 2215, 2216, 2217, 2218, 2219, 2220, 2221, 2222, 2223, 2224, 2225, 2226, 2227, 2228, 2229, 2230, 2231, 2232, 2233, 2234, 2235, 2236, 2237, 2238, 2239, 2240, 2241, 2242, 2243, 2244, 2245, 2246, 2247, 2248, 2249, 2250, 2251, 2252, 2253, 2254, 2255, 2256, 2257, 2258, 2259, 2260, 2261, 2262, 2263, 2264, 2265, 2266, 2267, 2268, 2269, 2270, 2271, 2272, 2273, 2274, 2275, 2276, 2277, 2278, 2279, 2280, 2281, 2282, 2283, 2284, 2285, 2286, 2287, 2288, 2289, 2290, 2291, 2292, 2293, 2294, 2295, 2296, 2297, 2298, 2299, 2300, 2301, 2302, 2303, 2304, 2305, 2306, 2307, 2308, 2309, 2310, 2311, 2312, 2313, 2314, 2315, 2316, 2317, 2318, 2319, 2320, 2321, 2322, 2323, 2324, 2325, 2326, 2327, 2328, 2329, 2330, 2331, 2332, 2333, 2334, 2335, 2336, 2337, 2338, 2339, 2340, 2341, 2342, 2343, 2344, 2345, 2346, 2347, 2348, 2349, 2350, 2351, 2352, 2353, 2354, 2355, 2356, 2357, 2358, 2359, 2360, 2361, 2362, 2363, 2364, 2365, 2366, 2367, 2368, 2369, 2370, 2371, 2372, 2373, 2374, 2375, 2376, 2377, 2378, 2379, 2380, 2381, 2382, 2383, 2384, 2385, 2386, 2387, 2388, 2389, 2390, 2391, 2392, 2393, 2394, 2395, 2396, 2397, 2398, 2399, 2400, 2401, 2402, 2403, 2404, 2405, 2406, 2407, 2408, 2409, 2410, 2411, 2412, 2413, 2414, 2415, 2416, 2417, 2418, 2419, 2420, 2421, 2422, 2423, 2424, 2425, 2426, 2427, 2428, 2429, 2430, 2431, 2432, 2433, 2434, 2435, 2436, 2437, 2438, 2439, 2440, 2441, 2442, 2443, 2444, 2445, 2446, 2447, 2448, 2449, 2450, 2451, 2452, 2453, 2454, 2455, 2456, 2457, 2458, 2459, 2460, 2461, 2462, 2463, 2464, 2465, 2466, 2467, 2468, 2469, 2470, 2471, 2472, 2473, 2474, 2475, 2476, 2477, 2478, 2479, 2480, 2481, 2482, 2483, 2484, 2485, 2486, 2487, 2488, 2489, 2490, 2491, 2492, 2493, 2494, 2495, 2496, 2497, 2498, 2499, 2500, 2501, 2502, 2503, 2504, 2505, 2506, 2507, 2508, 2509, 2510, 2511, 2512, 2513, 2514, 2515, 2516, 2517, 2518, 2519, 2520, 2521, 2522, 2523, 2524, 2525, 2526, 2527, 2528, 2529, 2530, 2531, 2532, 2533, 2534, 2535, 2536, 2537, 2538, 2539, 2540, 2541, 2542, 2543, 2544, 2545, 2546, 2547, 2548, 2549, 2550, 2551, 2552, 2553, 2554, 2555, 2556, 2557, 2558, 2559, 2560, 2561, 2562, 2563, 2564, 2565, 2566, 2567, 2568, 2569, 2570, 2571, 2572, 2573, 2574, 2575, 2576, 2577, 2578, 2579, 2580, 2581, 2582, 2583, 2584, 2585, 2586, 2587, 2588, 2589, 2590, 2591, 2592, 2593, 2594, 2595, 2596, 2597, 2598, 2599, 2600, 2601, 2602, 2603, 2604, 2605, 2606, 2607, 2608, 2609, 2610, 2611, 2612, 2613, 2614, 2615, 2616, 2617, 2618, 2619, 2620, 2621, 2622, 2623, 2624, 2625, 2626, 2627, 2628, 2629, 2630, 2631, 2632, 2633, 2634, 2635, 2636, 2637, 2638, 2639, 2640, 2641, 2642, 2643, 2644, 2645, 2646, 2647, 2648, 2649, 2650, 2651, 2652, 2653, 2654, 2655, 2656, 2657, 2658, 2659, 2660, 2661, 2662, 2663, 2664, 2665, 2666, 2667, 2668, 2669, 2670, 2671, 2672, 2673, 2674, 2675, 2676, 2677, 2678, 26

Abstract

※半
にも

謝世

Figure 1

対対の体
×に
対額
×に

給付判決

※半
にも

対象
額を

※半
にも

1957

第 11 卷

※半
にも



2

集团的消費者被害救済制度研究会報告書の概要

II 集团的消費者被害の実態

- 消費生活相談事例を分析した結果、少額被害が多い。
- 集团的消費者被害の事例について、集合訴訟に適する事案、集合訴訟での対応が困難な事案がどのようなものか分析。
⇒偽装表示事案、悪質商法事案は集合訴訟以外の手法の検討が必要。
⇒集合訴訟には、一般に被害者の特定が容易で被害内容が定型的な事案(不当条項規制に関する事案、個人情報流出事案、虚偽の有価証券報告書開示による証券被害事案)などがなじみやすいが、そのほかどのようなものを取り込めるか引き続き検討。

IV 集合訴訟制度

- 集合訴訟制度について、これまでの検討を踏まえオプト・イン型、オプト・アウト型、二段階方式を組み合わせ、4つの手続モデルを提示し、それぞれの制度設計上の課題について分析。
⇒制度設計上の課題、運用の容易さ、被害救済の観点、紛争の一回的解決の視点を踏まえ引き続き検討。
⇒訴訟の主体をどのようにするか、通知・公告の方法、訴訟手続の費用の確保など、更に検討すべき論点を提示。

V 行政による経済的不利益賦課制度

- 行政による経済的不利益賦課制度については、賦課金型、利益はく奪型、原状回復命令型の3案を提示して、それぞれの制度設計上の課題について分析。
⇒対象事案、金額の算定方法、調査や不利益賦課の手続、行政組織体制など更に検討すべき論点を提示。

VI 財産保全制度

- 財産保全制度については、悪質商法事案を主たる対象として、破産手続開始の申立制度、口座凍結制度、行政による個別財産保全制度、賦課金等のための個別財産保全制度の4案を提示して、それぞれの制度設計上の課題について分析。
⇒財産保全をする場合の要件、事前手続や不服申立ての在り方、組織体制など更に検討すべき論点を提示。

VII まとめ

- 集合訴訟制度と行政による経済的不利益賦課制度及び財産保全制度は、専門性が異なり検討の場を分けて、制度の詳細について引き続き検討。

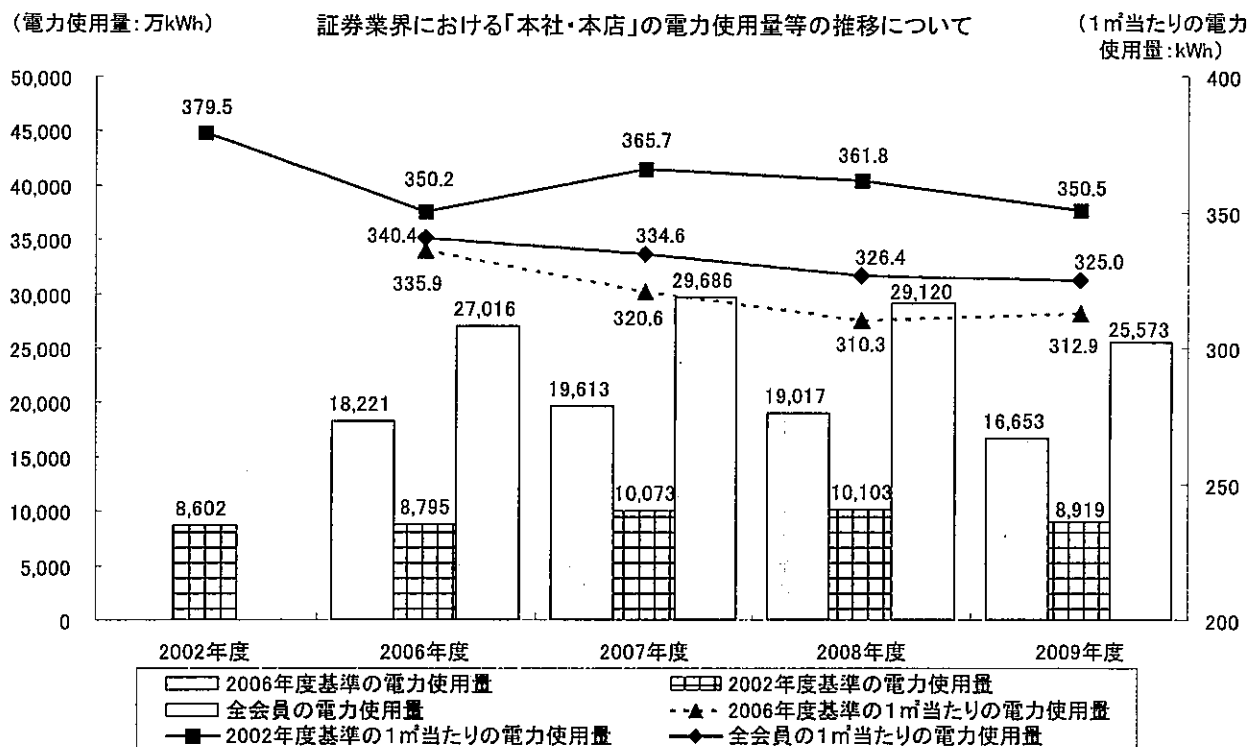
2009 年度の証券業界における電力使用量等及び環境問題への取組み
に関する調査結果について（概要）

平成 22 年 11 月 16 日
日本証券業協会

1. 調査対象・調査期間

- 調査対象 会員証券会社等 293 社
- 調査期間 平成 22 年 6 月 30 日～平成 22 年 8 月 13 日

2. 2009 年度（2009 年 4 月 1 日～2010 年 3 月 31 日）の「本社・本店」の電力使用量等



(1) 2006 年度基準の電力使用量等【対象 278 社、2012 年度までに基準年度比 6 %減を目標】

- ① 「電力使用量」は、1 億 6,653 万 kWh となり、基準年度比 8.6%減、前年度比 12.4%減。
- ② 「1㎡当たりの電力使用量」は、312.9kWh となり、基準年度比 6.9%減、前年度比 0.8%増。

(2) 2002 年度基準の電力使用量等【対象 15 社、2012 年度までに基準年度比 12%減を目標】

- ① 「電力使用量」は、8,919 万 kWh となり、基準年度比 3.7%増、前年度比 11.7%減（前年度比では、調査開始後初めて減少）。
- ② 「1㎡当たりの電力使用量」は、350.5kWh となり、基準年度比 7.7%減、前年度比 3.1%減。

(3) 全会員の電力使用量等【対象 293 社】

- ① 「電力使用量」は、2 億 5,573 万 kWh となり、前年度比 12.2%減。
- ② 「1㎡当たりの電力使用量」は、325.0kWh となり、前年度比 0.4%減。

3. 2009 年度の「事業者全体」のエネルギー使用量及び電力使用量等

※ 2009 年度より調査開始【対象 293 社】。今後、継続調査を実施予定。

	2009 年度
エネルギー使用量	13 万 1,658kl
電力使用量	4 億 3,379 万 kWh
1 m ² 当たりの電力使用量	244.0kWh

4. 環境問題への取組みに関するアンケート調査

○ 「証券業を通じた取組み」、「地球温暖化対策」、「循環型経済社会の構築」、「社内教育及び啓発活動」及び「環境保護活動」などについて、アンケート調査を実施。

(1) 証券業を通じた取組みについて

- ① 環境への対応に優れた企業に対する投資を促進する金融商品（エコファンド等）の開発・提供等を行っている会員は 80 社（27.3%、前回調査 82 社、26.3%）。
- ② 「地球温暖化対策・環境保護等関連ファンドの販売」（72 社）が最も多かった。

(2) 地球温暖化対策について

- ① 省資源・省エネルギー対策に取り組んでいる会員は 282 社（96.2%、前回調査 287 社、92.0%）。
- ② 「照明の消灯による節電」（240 社）、「クールビズの導入」（238 社）、「空調の温度管理の徹底による節電」（224 社）が多く、増加傾向であった。

(3) 循環型経済社会の構築について

- ① 環境負荷の軽減、資源の再利用に取り組んでいる会員は 281 社（95.9%、前回調査 287 社、92.0%）。
- ② 「両面コピー等による紙使用量の削減等」（239 社）が最も多く、「ごみの分別及びリサイクルの推進」（217 社）、「物品等の長期使用」（203 社）が続いている。

(4) 社内教育及び啓発活動について

- ① 環境問題に関し、啓発活動（社内教育）に取り組んでいる会員は 135 社（46.1%、前回調査 140 社、44.9%）と、約半数であった。一方、社外への啓発活動を実施している会員は 24 社（8.2%、前回調査 29 社、9.3%）にとどまった。
- ② また、環境問題に対する自社の取組状況を公表している会員は、59 社（20.1%、前回調査 66 社、21.2%）であった。

(5) 環境保護活動について

- ① 環境保護に向けた社会貢献活動への参加・支援等を実施している会員は 125 社（42.7%、前回調査 99 社、31.7%）と、大幅な増加が見られた。
- ② 「エコキャップ運動の実施」（72 社、前回調査 52 社）や「清掃活動の実施」（50 社、前回調査 43 社）などが多く見られた。

以 上

2009 年度の証券業界における電力使用量等及び環境問題への取組み に関する調査結果について

平成 22 年 11 月 16 日
日 本 証 券 業 協 会

「証券業界の環境問題に関する行動計画」の取組みの実情を把握するため、同行動計画第 8 項（行動計画の検証）に定める定期調査として、2009 年度（2009 年 4 月 1 日～2010 年 3 月 31 日）の電力使用量等及び環境問題への取組みに関する調査を実施し、下記のとおり、会員各社からの回答結果を集計いたしましたので、お知らせいたします。

また、証券業界における環境問題への取組みをより一層推進する観点から、下記のとおり、2009 年度の当該調査より、事業者全体のエネルギー使用量及び電力使用量等に関する調査を実施しております。

【 調 査 概 要 】

・調査対象 会員証券会社等 293 社

※調査実施時（平成 22 年 6 月 30 日現在）の対象会員証券会社等 302 社について、脱退等により会員権が消滅した証券会社等 8 社及び同年 4 月 1 日以後に新たに加入した会員証券会社等 3 社を調査対象から除外する一方、被合併会社分として報告を受けた会員証券会社等 2 社を調査対象に加えている。

・調査期間 平成 22 年 6 月 30 日～平成 22 年 8 月 13 日

【 調 査 結 果 】

1. 2009 年度の「本社・本店」の電力使用量等について（調査対象 293 社）

（1）2006 年度を基準年度とする会員の「本社・本店」の電力使用量等（基準年度比）

（小数点第 2 位四捨五入）

	2009 年度 (平成 21 年度)	基準年度 (2006 年度) 比		2006 年度 (平成 18 年度)
		増減値	増減比率	
会員数 (社)	278	12	4.5%	266
電力使用量 (kWh)	166,535,128	▲ 15,679,415	▲8.6%	182,214,543
総床面積 (㎡)	532,299	▲ 10,217	▲1.9%	542,516
1 ㎡当たりの電力使用量 (kWh)	312.9	▲ 23.0	▲6.9%	335.9

（2）2002 年度を基準年度とする会員の「本社・本店」の電力使用量等（基準年度比）

（小数点第 2 位四捨五入）

	2009 年度 (平成 21 年度)	基準年度 (2002 年度) 比		2002 年度 (平成 14 年度)
		増減値	増減比率	
会員数 (社)	15	▲ 1	▲6.3%	16
電力使用量 (kWh)	89,197,337	3,175,407	3.7%	86,021,930
総床面積 (㎡)	254,500	27,846	12.3%	226,654
1 ㎡当たりの電力使用量 (kWh)	350.5	▲ 29.0	▲7.7%	379.5

(3) 全会員の「本社・本店」の電力使用量等（前年度比）

(小数点第2位四捨五入)

	2009 年度 (平成 21 年度)	前年度 (2008 年度) 比		2008 年度 (平成 20 年度)
		増減値	増減比率	
会員数 (社)	293	▲ 19	▲6.1%	312
電力使用量 (kWh)	255,732,465	▲ 35,476,363	▲12.2%	291,208,829
総床面積 (㎡)	786,799	▲ 105,345	▲11.8%	892,144
1 ㎡当たりの電力使用量 (kWh)	325.0	▲ 1.4	▲0.4%	326.4

(注) 小数点第2位を四捨五入しているため、数値が一致しない場合がある。

【参考】証券業界の環境問題に関する行動計画に規定する数値目標について

証券業界としての環境問題への取組みの一環として、地球温暖化防止を目的としたCO2排出量削減のために、電力使用量について、以下の数値目標を設定しております。

また、証券業界における電力使用量等の推移等は、別添のとおりです。

【数値目標】

- ① 新たに取り組む会員証券会社については、2006 年度の本社・本店（本社機能を有する施設を含む「以下同じ」）における使用量を基準に 2008 年度から 2012 年度までに 6 % の削減を目指す。
- ② これまでに取り組んでいる会員証券会社については、2002 年度の本社・本店における使用量を基準に 2003 年度から 2012 年度までに 12% の削減を目指す。

(注) 会員証券会社の経営規模の拡大又は縮小等により、会員証券各社における本社・本店の使用床面積の増減があった場合においても、床面積当たりの電力使用量が、上記①及び②に掲げた削減目標を達成するよう留意する。

2. 2009 年度の「事業者全体」のエネルギー使用量及び電力使用量等について（調査対象 293 社）

(小数点第2位四捨五入)

	2009 年度 (平成 21 年度)
会員数 (社)	293
エネルギー使用量 (kl)	131,658
電力使用量 (kWh)	433,794,238
総床面積 (㎡)	1,777,864
1 ㎡当たりの電力使用量 (kWh)	244.0

(注) 小数点第2位を四捨五入しているため、数値が一致しない場合がある。

3. 環境問題への取組みについて（調査対象 293 社）

（1）証券業を通じた取組みについて

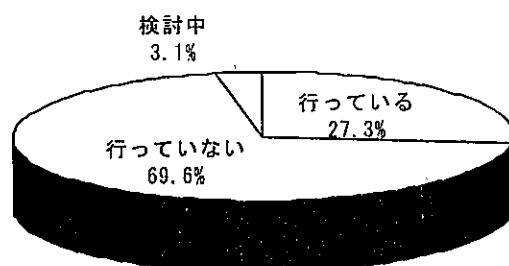
① 環境への対応に優れた企業に対する投資を促進する金融商品（エコファンド等）の開発・提供等について

調査対象会員 293 社のうち、環境への対応に優れた企業に対する投資を促進する金融商品（エコファンド等）の開発・提供等を「行っている」会員は、80 社（27.3%）となり、一方、「行っていない」会員は、204 社（69.6%）となった。（表 1－1・図 1－1 参照）

〔表 1－1 環境への対応に優れた企業に対する投資を促進する金融商品の開発・提供等について〕

環境への対応に優れた企業に対する投資を促進する 金融商品（エコファンド等）の開発・提供等について	会員数（社）	比 率
行っている	80	27.3%
行っていない	204	69.6%
検討中	9	3.1%
合 計	293	100.0%

図 1－1 環境への対応に優れた企業に対する投資を促進する
金融商品の開発・提供等について



なお、「2008 年度の証券業界における電力使用量等及び環境問題への取組みに関する調査結果について」（平成 21 年 11 月 10 日公表、以下「前回調査」といいます。）において、調査対象会員 312 社のうち、環境への対応に優れた企業に対する投資を促進する金融商品（エコファンド等）の開発・提供等を「行っている」会員は 82 社（26.3%）、「行っていない」会員は 219 社（70.2%）であった。

② 開発・提供等の実施状況（複数回答）

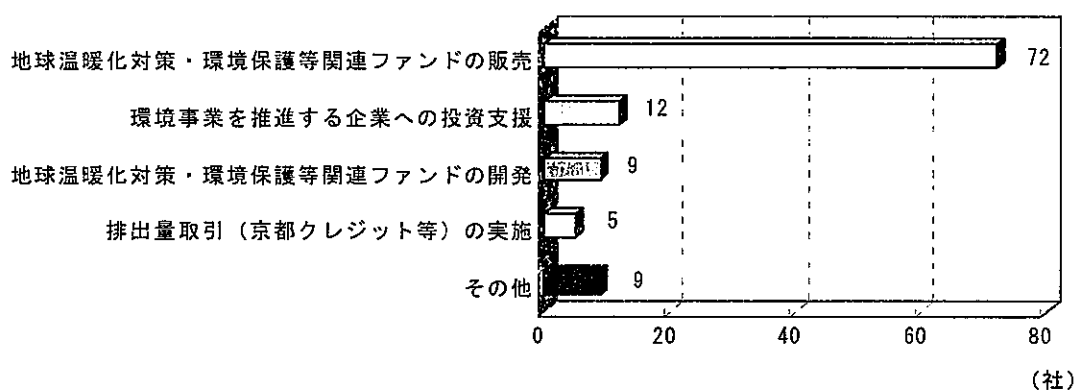
環境への対応に優れた企業に対する投資を促進する金融商品の開発・提供等を行っている会員80社の実施状況を見ると、「地球温暖化対策・環境保護等関連ファンドの販売」を行っている会員が72社と最も多く、「環境事業を推進する企業への投資支援」（12社）及び「地球温暖化対策・環境保護等関連ファンドの開発」（9社）が続いている。それ以外は「排出量取引（京都クレジット等）の実施」（5社）となっている。（表1-2・図1-2 参照）

〔表1-2 開発・提供等の実施状況（複数回答）〕

開発・提供等の実施状況	会員数（社）	比 率
地球温暖化対策・環境保護等関連ファンドの販売	72	90.0%
環境事業を推進する企業への投資支援	12	15.0%
地球温暖化対策・環境保護等関連ファンドの開発	9	11.3%
排出量取引（京都クレジット等）の実施	5	6.3%
その他	9	11.3%
環境への対応に優れた企業に対する投資を促進する金融商品（エコファンド等）の開発・提供等を行っている会員	80	—

（注） 比率は、対象回答会員数（80社）を母数とする割合であり、複数回答を選択可能であるため、100%を超える。

図1-2 開発・提供等の実施状況（複数回答）



なお、前回調査において、「環境への対応に優れた企業に対する投資を促進する金融商品の開発・提供等を行っている」と回答した会員 82 社のうち、「地球温暖化対策・環境保護等関連ファンドの販売」と回答した会員が 68 社、「地球温暖化対策・環境保護等関連ファンドの開発」及び「環境事業を推進する企業への投資支援」と回答した会員が 10 社、「排出量取引(京都クレジット等)の実施」と回答した会員が 9 社であった。(いずれも複数回答)

【参 考】その他の開発・提供等の実施状況

- ・ 次に掲げる環境に関係する商品の組成・販売、又は売出し等【6社】
 - ① グループ企業における環境保全等関連ファンドの開発、運用
 - ② 環境関連事業分野に特化した上場銘柄による E T F など金融商品の開発・提供等、指定参加者としてのマーケット・メイキングの実施など
 - ③ 世界銀行など国際金融機関が発行する債券で資金使途を環境関連に限定した商品
 - ④ 環境に配慮した投資ファンド
 - ⑤ エコボンド（債券発行と排出権取引の仕組みを融合した金融商品。発行体、投資家、証券会社がそれぞれ資金調達、債券投資、債券引受・排出権取引を通じて地球環境問題への貢献が可能となるもの）
 - ⑥ グリーン世銀債、ウォーター・ボンド、エコロジーボンド
- ・ S R I（社会的責任投資）ファンドについての情報提供
- ・ 環境省が実施する「自主参加型国内排出量取引制度」に電子取引システムを提供し、総合研究所を通じて取引所が予定している排出権取引市場創出に関するコンサルティング業務等の実施
- ・ C E R（認証排出削減量）等の売買の媒介
- ・ 総合研究所（グループ会社）によるグリーン・イノベーションサイトの提供
- ・ 独立した S R I 運用部門の設置

（2）地球温暖化対策について

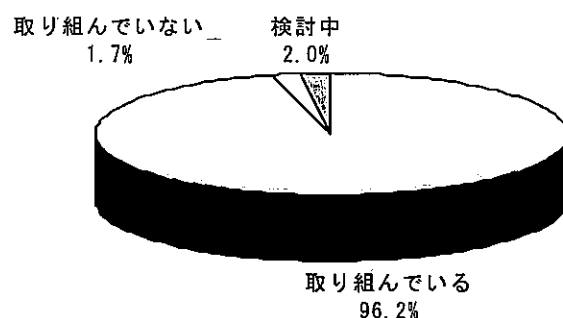
① 省資源・省エネルギー対策の取組みについて

調査対象会員 293 社のうち、ペーパーレス化の促進、節電及び省電力機器の導入など、省資源・省エネルギー対策に「取り組んでいる」会員は、282 社（96.2%）となり、大多数の会員が積極的に取り組んでいる。一方、「取り組んでいない」会員は、5 社（1.7%）となった。（表 2-1・図 2-1 参照）

[表 2-1 省資源・省エネルギー対策の取組みについて]

省資源・省エネルギー対策の取組み	会員数（社）	比 率
取り組んでいる	282	96.2%
取り組んでいない	5	1.7%
検討中	6	2.0%
合 計	293	100.0%

図 2 - 1 省資源・省エネルギー対策の取組みについて



なお、前回調査において、調査対象会員 312 社のうち、省資源・省エネルギー対策に「取り組んでいる」会員は 287 社（92.0%）、「取り組んでいない」会員は 15 社（4.8%）であった。

② 省資源・省エネルギー対策の取組状況（複数回答）

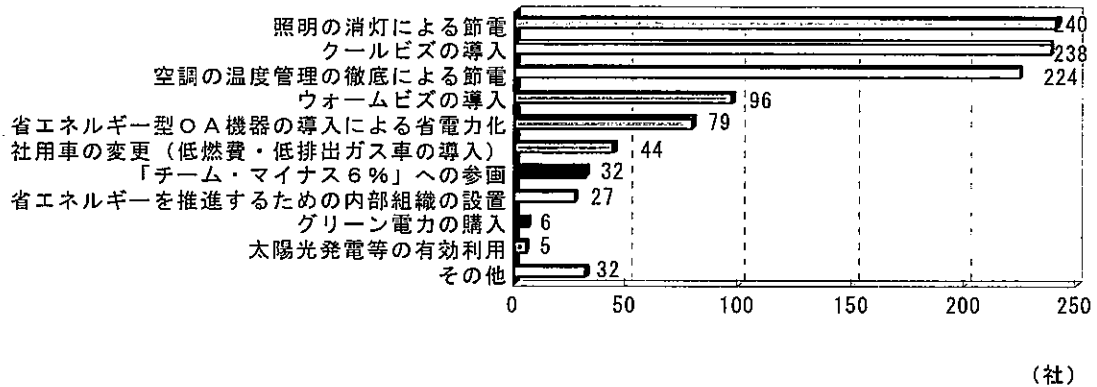
省資源・省エネルギー対策に取り組んでいる会員 282 社の取組状況を見ると、「照明の消灯による節電」が 240 社と最も多く、「クールビズの導入」が 238 社、「空調の温度管理の徹底による節電」(224 社)が続いている。それ以外は、「ウォームビズの導入」が 96 社、「省エネルギー型 O A 機器の導入による省電力化」(79 社)、「社用車の変更（低燃費・低排出ガス車の導入）」(44 社)、「『チーム・マイナス 6 %』への参画」(32 社)、「省エネルギーを推進するための内部組織の設置」(27 社)、「グリーン電力の購入」(6 社)、「太陽光発電等の有効利用」(5 社)等となっている。（表 2 - 2・図 2 - 2 参照）

[表 2 - 2 省資源・省エネルギー対策の取組状況（複数回答）]

省資源・省エネルギー対策の取組状況	会員数（社）	比 率
照明の消灯による節電	240	85.1%
クールビズの導入	238	84.4%
空調の温度管理の徹底による節電	224	79.4%
ウォームビズの導入	96	34.0%
省エネルギー型 O A 機器の導入による省電力化	79	28.0%
社用車の変更（低燃費・低排出ガス車の導入）	44	15.6%
「チーム・マイナス 6 %」への参画	32	11.3%
省エネルギーを推進するための内部組織の設置	27	9.6%
グリーン電力の購入	6	2.1%
太陽光発電等の有効利用	5	1.8%
その他	32	11.3%
省資源・省エネルギー対策に取り組んでいる会員	282	-

(注) 比率は、対象回答会員数（282 社）を母数とする割合であり、複数回答を選択可能であるため、100%を超える。

図 2－2 省資源・省エネルギー対策の取組状況（複数回答）



なお、前回調査において、「省資源・省エネルギー対策に取り組んでいる」と回答した会員 287 社のうち、「照明の消灯による節電」と回答した会員は 219 社、「クールビズ又はウォームビズの導入」と回答した会員は 227 社、「空調の温度管理の徹底による節電」と回答した会員は 214 社であった。（いずれも複数回答）

【参 考】その他の省資源・省エネルギー対策の取組状況

（電気機器全般）

- ・ コピー機、プリンター、クライアント P C 及びモニターなど各種事務機器の未使用時・30 分離席時の電源オフ、省エネモードの設定【4 社】
- ・ 月 2 回、18 時に P C 強制シャットダウン

（照明器具関係）

- ・ 人感センサーによる自動照明システムの導入【4 社】
- ・ 照明の照度を落とす。【3 社】
- ・ 省エネルギー型照明灯への交換、省エネタイプ L E D 照明への切替え等による省電力化【2 社】
- ・ 必要以上の蛍光灯の取り外し

（空調関係）

- ・ 地域冷暖房プラントの利用
- ・ 午後 7 時以降の空調等停止努力（クールアースデーにちなんだ消灯努力）の継続
- ・ 空調機稼働時間の短縮・空調室温管理者の設置

(紙利用等関係)

- ・ スキャナーによる資料保存・送付等によるペーパーレス化の推進【2社】
- ・ 液晶ペンタブレットを用いたペーパーレス会議システムの導入等、又は会議室におけるプロジェクターの設置によるペーパーレス会議の推進【2社】
- ・ 帳票類の電子化とプリンターの一部撤去
- ・ 使用済用紙(裏紙)の積極的な利用
- ・ 電子りん議の導入
- ・ プリンター及び複合機の使用制限
- ・ プリンター・ユーザー認証システム(個人別にプリント枚数を管理でき、かつ印刷指示実行後にも不要な印刷指示を削除可能とする仕組み)の導入
- ・ インク、トナー削減ソフトの導入

(その他)

- ・ 「チャレンジ25宣言」への参画【2社】
- ・ エコ通勤優良事業所認定取得(登録済)
- ・ アイドリング・ストップの推進
- ・ 社用車(ハイヤー)の使用を必要最小限とする
- ・ トイレにおけるエアータオルの導入など、ペーパーレス化の実施
- ・ 事務所移転を期に、様々な節電を実施(エアコン・照明自動点灯消灯システム導入、省エネ機器導入、トイレ・階段照明の人感センサー導入、PC台数削減等)

(3) 循環型経済社会の構築について

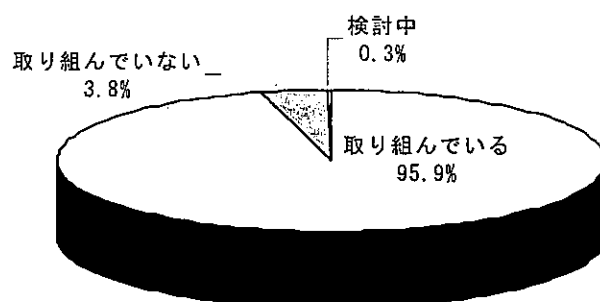
① 環境負荷の軽減、資源の再利用の取組みについて

調査対象会員 293 社のうち、環境への負荷を軽減して生産された紙の利用促進又は廃棄物に係る分別回収の徹底など、環境負荷の軽減、資源の再利用に「取り組んでいる」会員は、281 社(95.9%)となり、大多数の会員が積極的に取り組んでいる。一方、「取り組んでいない」会員は、11 社(3.8%)となった。(表3-1・図3-1 参照)

[表3-1 環境負荷の軽減、資源の再利用の取組みについて]

環境負荷の軽減、資源の再利用の取組みについて	会員数(社)	比率
取り組んでいる	281	95.9%
取り組んでいない	11	3.8%
検討中	1	0.3%
合 計	293	100.0%

図 3 - 1 環境負荷の軽減、資源の再利用の取組みについて



なお、前回調査において、調査対象会員 312 社のうち、環境負荷の軽減、資源の再利用に「取り組んでいる」会員は 287 社 (92.0%)、「取り組んでいない」会員は 15 社 (4.8%) であった。

② 環境負荷の軽減、資源の再利用の取組状況（複数回答）

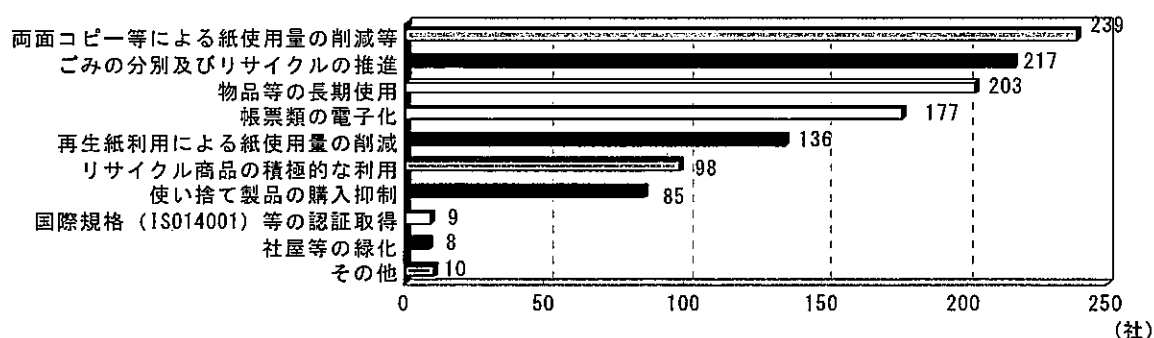
環境負荷の軽減、資源の再利用に取り組んでいる会員 281 社の取組状況を見ると、「両面コピー等による紙使用量の削減等」が 239 社と最も多く、「ごみの分別及びリサイクルの推進」(217 社)、「物品等の長期使用」(203 社)が続いている。それ以外は、「帳票類の電子化」(177 社)、「再生紙利用による紙使用量の削減」(136 社)、「リサイクル商品の積極的な利用」(98 社)、「使い捨て製品の購入抑制」(85 社)等となっている。(表 3 - 2・図 3 - 2 参照)

[表 3 - 2 環境負荷の軽減、資源の再利用の取組状況（複数回答）]

環境負荷の軽減、資源の再利用の取組状況	会員数	比 率
両面コピー等による紙使用量の削減等	239	85.1%
ごみの分別及びリサイクルの推進	217	77.2%
物品等の長期使用	203	72.2%
帳票類の電子化	177	63.0%
再生紙利用による紙使用量の削減	136	48.4%
リサイクル商品の積極的な利用	98	34.9%
使い捨て製品の購入抑制	85	30.2%
国際規格（ISO14001）等の認証取得	9	3.2%
社屋等の緑化	8	2.8%
その他	10	3.6%
環境負荷の軽減、資源の再利用の取組みを行っている会員	281	-

(注) 比率は、対象回答会員数 (281 社) を母数とする割合であり、複数回答を選択可能であるため、100%を超える。

図 3-2 環境負荷の軽減、資源の再利用の取組状況（複数回答）



なお、前回調査において、「環境負荷の軽減、資源の再利用に取り組んでいる」と回答した会員 287 社のうち、「両面コピー等による紙使用量の削減等」と回答した会員は 226 社、「ごみの分別及びリサイクルの推進」と回答した会員は 222 社、「物品等の長期使用」と回答した会員は 171 社、「帳票類の電子化」と回答した会員は 173 社、「再生紙利用による紙使用量の削減」と回答した会員は 146 社、「リサイクル商品の積極的な利用」と回答した会員は 106 社、「使い捨て製品の購入抑制」と回答した会員は 81 社であった。（いずれも複数回答）

【参 考】その他の環境負荷の軽減、資源の再利用の取組状況について

- ・ 機密文書のリサイクル処理
- ・ コピー機認証システムの導入による印刷ミス、紙・トナーの使用量の削減
- ・ 名刺の印刷用紙に非木材紙（ケナフ）を使用
- ・ 冊子、パンフレット制作等における、植物性大豆油インクなど環境配慮型製品の使用
- ・ プロジェクターの使用による会議資料のペーパーレス化
- ・ 自動水栓
- ・ トイレにおける雑用水の使用
- ・ グリーン購入
- ・ 移転・改装時のカーペットの張替えに排出権付タイルカーペットを導入（排出権は、カーボンオフセット実施済）
- ・ 国内を対象とした環境マネジメントシステムの導入
- ・ 海外拠点における ISO14001 取得
- ・ 本社移転時の廃棄物リサイクル推進

(4) 社内教育及び啓発活動について

① 社内における啓発活動（社内教育）について

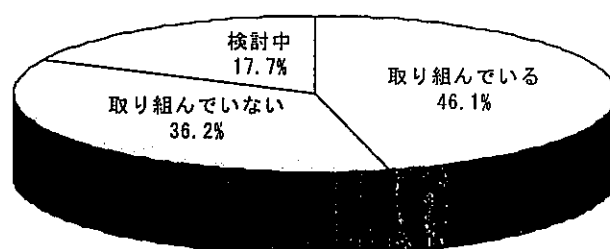
i. 環境問題に関する啓発活動（社内教育）の取組みについて

調査対象会員 293 社のうち、役員及び社員の認識の向上を図るため、環境問題に関する啓発活動に「取り組んでいる」会員は、135 社（46.1%）となり、半数近くの会員が積極的に取り組んでいる。一方、「取り組んでいない」会員は、106 社（36.2%）となった。（表 4－1・図 4－1 参照）

〔表 4－1 環境問題に関する啓発活動（社内教育）の取組みについて〕

環境問題に関する啓発活動（社内教育）の取組みについて	会員数（社）	比 率
取り組んでいる	135	46.1%
取り組んでいない	106	36.2%
検討中	52	17.7%
合 計	293	100.0%

図 4－1 環境問題に関する啓発活動（社内教育）の取組みについて



なお、前回調査において、調査対象会員 312 社のうち、環境問題に関する啓発活動（社内教育）に「取り組んでいる」会員は 140 社（44.9%）、「取り組んでいない」会員は 132 社（42.3%）であった。

ii. 環境問題に関する啓発活動の取組みについて（複数回答）

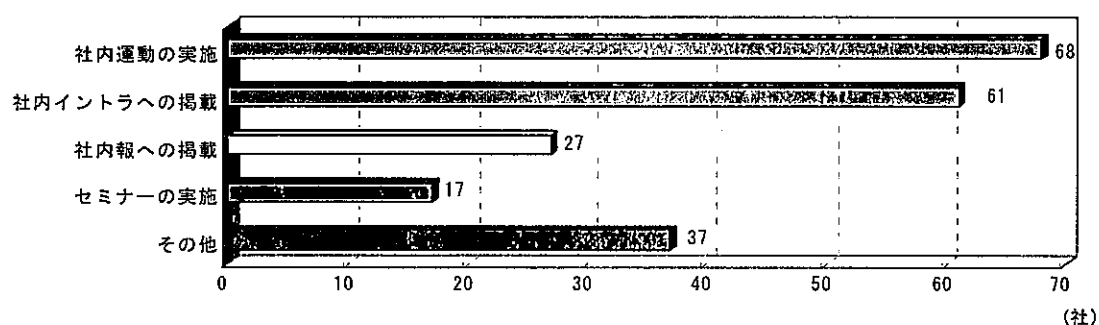
環境問題に関する啓発活動に取り組んでいる会員 135 社の取組状況を見ると、「社内運動の実施」が 68 社と最も多く、「社内イントラへの掲載」（61 社）が続いている。それ以外は、「社内報への掲載」（27 社）、「セミナーの実施」（17 社）等となっている。（表 4－2・図 4－2 参照）

[表 4－2 環境問題に関する啓発活動の取組状況（複数回答）]

環境問題に関する啓発活動の取組状況	会員数（社）	比 率
社内運動の実施	68	50.4%
社内イントラへの掲載	61	45.2%
社内報への掲載	27	20.0%
セミナーの実施	17	12.6%
その他	37	27.4%
環境問題に関する啓発活動に取り組んでいる会員	135	－

（注） 比率は、対象回答会員数（135 社）を母数とする割合であり、複数回答を選択可能であるため、100%を超える。

図 4－2 環境問題に関する啓発活動の取組状況（複数回答）



なお、前回調査において、「環境問題に関する啓発活動（社内教育）に関する啓発活動に取り組んでいる」と回答した会員 140 社のうち、「社内運動の実施」と回答した会員は 77 社、「社内イントラへの掲載」と回答した会員は 56 社、「社内報への掲載」と回答した会員は 33 社、「セミナーの実施」と回答した会員は 15 社であった。（いずれも複数回答）

【参 考】その他の環境問題に関する啓発活動の取組状況
（体験学習等）

- ・ 高尾山での環境保全を考える体験教室の主催（社員・家族対象、間伐体験や植物観察）
- ・ 「どんぐりキューブをつくってみよう」講座（身近な自然から環境問題や生物多様性について学ぶ体験講座）の共催（社員等対象）
- ・ 各部店において環境活動に関する勉強会の実施
- ・ 鎌倉海岸清掃、高尾山清掃ハイキングの実施
- ・ 県・自治体・商工会議所の実施するエコロジー研修や企画への参加
- ・ 社外セミナーへの積極的な参加

(社内研修・社内周知等)

- ・ 社内通達、社内メール等の発信、社内での注意喚起の実施【9社】
- ・ 部店長会議、全体会議、朝礼、マネージャーズミーティング（各部長を対象とした全体会議）など定期的な会議等における示達、周知徹底【6社】
- ・ 社内ポスター等の掲示【4社】
- ・ （サテライト放送を通じた）社内研修の実施【2社】
- ・ 「チャレンジ25宣言」、日本証券業協会通知、又はビル管理会社の環境問題（省エネ）取組みに関する配布物などについての社内周知【2社】
- ・ ISO14001 基礎研修の実施
- ・ 入社時に行うトレーニング・コースの一環として、コピー機・FAXの使用ではなく電子メールでの送付を促進するレクチャーの実施
- ・ 国際環境 NGO (FoE Japan) への寄付を通じて社員に対し、「社会に貢献することが企業の社会的責任である」との考えを啓蒙
- ・ こまめな照明の消灯、退社時にOA機器の電源オフ、ごみの分別等の徹底について呼びかけ
- ・ トイレ等に節電協力の掲示表の設置

(その他)

- ・ セキュリティプリントの導入による紙使用量の削減
- ・ 両面コピー利用の奨励
- ・ マイカー通勤者に公共交通機関の利用促進
- ・ 親会社グループ主導による、国内におけるグループ全体の省エネルギー対策等に向けた取組みへの参加
- ・ 毎週金曜日をECOデーとし全店での電力使用時間の削減のための運動を実施

② 社外に対する啓発活動について

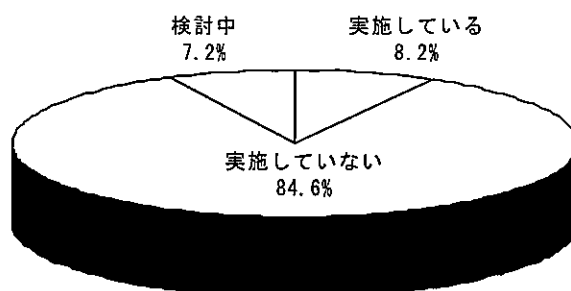
i. 環境問題を広く認識してもらうための取組みについて

調査対象会員 293 社のうち、投資家をはじめ社会全体に向けて、環境問題を広く認識してもらうための取組みを「実施している」会員は、24 社（8.2%）となり、一方、「実施していない」会員は、248 社（84.6%）となった。（表4-3・図4-3 参照）

[表4-3 環境問題を広く認識してもらうための取組みについて]

環境問題を広く認識してもらうための取組みについて	会員数（社）	比 率
実施している	24	8.2%
実施していない	248	84.6%
検討中	21	7.2%
合 計	293	100.0%

図 4-3 環境問題を広く認識してもらうための取組みについて



なお、前回調査において、調査対象会員 312 社のうち、環境問題を広く認識してもらうための取組みを「実施している」会員は 29 社（9.3%）、「実施していない」会員は 260 社（83.3%）であった。

ii. 環境問題を広く認識してもらうための取組みの実施状況（複数回答）

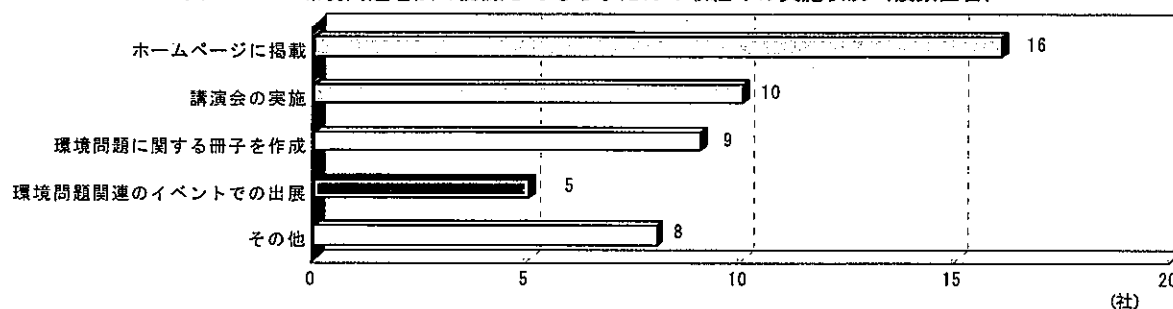
環境問題を広く認識してもらうための取組みを実施している会員 24 社の取組状況を見ると、「ホームページに掲載」が 16 社と最も多く、「講演会の実施」（10 社）が続いている。それ以外は、「環境問題に関する冊子を作成」（9 社）及び「環境問題関連のイベントでの出展」（5 社）等となっている。（表 4-4・図 4-4 参照）

〔表 4-4 環境問題を広く認識してもらうための取組みの実施状況（複数回答）〕

環境問題を広く認識してもらうための取組みの実施状況	会員数（社）	比 率
ホームページに掲載	16	66.7%
講演会の実施	10	41.7%
環境問題に関する冊子を作成	9	37.5%
環境問題関連のイベントでの出展	5	20.8%
その他	8	33.3%
環境問題を広く認識してもらうための取組みを実施している会員	24	-

（注） 比率は、対象回答会員数（24 社）を母数とする割合であり、複数回答を選択可能であるため、100%を超える。

図 4-2 環境問題を広く認識してもらうための取組みの実施状況（複数回答）



なお、前回調査において、「環境問題を広く認識してもらうための取組みを実施している」と回答した会員 29 社のうち、「ホームページに掲載」と回答した会員が 22 社、「講演会の実施」と回答した会員が 8 社、「環境問題に関する冊子を作成」と回答した会員が 4 社、「環境問題関連のイベントでの出展」と回答した会社が 4 社であった。（いずれも複数回答）

【参 考】その他の環境問題を広く認識してもらうための取組みの実施状況

- ・ 会社のホームページ及びCSRレポートなどにより公表【3社】
- ・ グループ会社と一体的に取組みを推進
- ・ 環境関連（水をたいせいつに）CM放映
- ・ 電子メールの脚注部分（foot note、デフォルト表示）に「環境問題に配慮し、印刷はできる限り必要最小限とするようご協力をお願いいたします」旨の文章を挿入
- ・ 店頭掲示・社外掲示板への掲示

（5）環境問題に対する取組状況の情報発信について

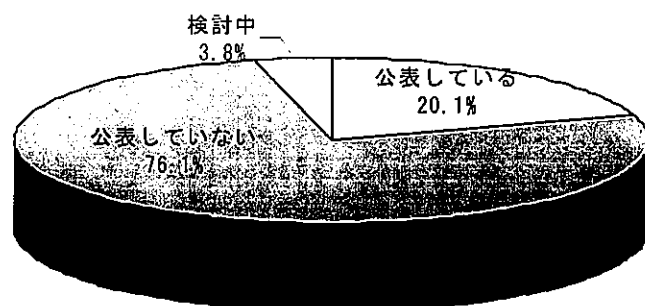
① 環境問題に対する自社の取組状況の公表について

調査対象会員 293 社のうち、環境問題に対する自社の取組状況を「公表している」会員は、59 社（20.1%）となり、一方、「公表していない」会員は、223 社（76.1%）となった。（表 5-1・図 5-1 参照）

[表 5-1 環境問題に対する自社の取組状況の公表について]

環境問題に対する自社の取組状況の公表について	会員数（社）	比 率
公表している	59	20.1%
公表していない	223	76.1%
検討中	11	3.8%
合 計	293	100.0%

図 5 - 1 環境問題に対する自社の取組状況の公表について



なお、前回調査において、調査対象会員 312 社のうち、環境問題に対する自社の取組状況を「公表している」会員は 66 社 (21.2%)、「公表していない」会員は 230 社 (73.7%) であった。

② 環境問題に対する自社の取組状況の公表方法（複数回答）

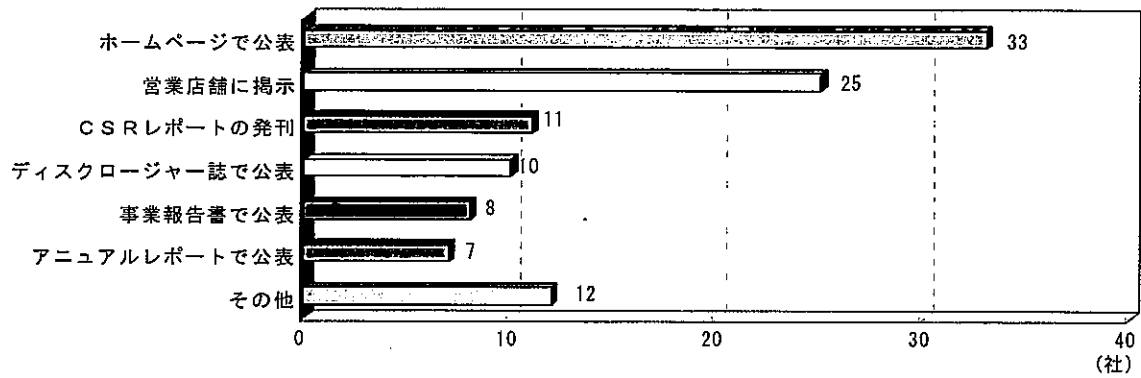
環境問題に対する自社の取組状況を公表している会員 59 社の公表方法を見ると、「ホームページで公表」が 33 社と最も多く、「営業店舗に掲示」(25 社)が続いている。それ以外は、「CSR レポートの発刊」(11 社)、「ディスクロージャー誌で公表」(10 社)、「事業報告書で公表」(8 社)、「アニュアルレポートで公表」(7 社)等となっている。(表 5 - 2・図 5 - 2 参照)

[表 5 - 2 環境問題に対する自社の取組状況の公表方法（複数回答）]

環境問題に対する自社の取組状況の公表方法	会員数（社）	比 率
ホームページで公表	33	55.9%
営業店舗に掲示	25	42.4%
CSR レポートの発刊	11	18.6%
ディスクロージャー誌で公表	10	16.9%
事業報告書で公表	8	13.6%
アニュアルレポートで公表	7	11.9%
その他	12	20.3%
環境問題に対する自社の取組状況を公表している会員	59	-

(注) 比率は、対象回答会員数 (59 社) を母数とする割合であり、複数回答を選択可能であるため、100%を超える。

図５－２ 環境問題に対する自社の取組状況の公表方法（複数回答）



なお、前回調査において、「環境問題に対する自社の取組状況を公表している」と回答した会員 66 社のうち、「ホームページで公表」と回答した会員は 42 社、「営業店舗に掲示」と回答した会員は 27 社、「CSRレポートの発刊」と回答した会員は 15 社、「ディスクロージャー誌で公表」と回答した会員は 5 社、「事業報告書で公表」と回答した会員は 2 社、「アニュアルレポートで公表」と回答した会員は 9 社であった。（いずれも複数回答）

【参 考】その他の環境問題に対する自社の取組状況の公表方法

- ・ グループとしての取組状況、CSR 関連ファンドの推進などについて、グループ会社の HP 及び CSR レポートなどにより公表【6 社】
- ・ 会社案内で公表【2 社】
- ・ 対面説明時に口頭で説明
- ・ 社内専門部署が NPO とのパートナーシップによりプロジェクトを展開、社員ボランティアが必ず参加

(6) 環境保護活動について

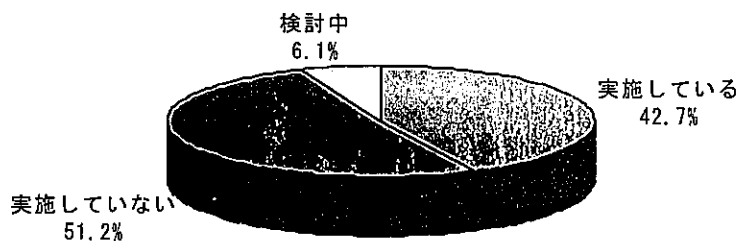
① 環境保護に向けた社会貢献活動への参加・支援等について

調査対象会員 293 社のうち、地域社会及び他団体等が実施する環境保護に向けた社会貢献活動への参加・支援等を「実施している」会員は、125 社 (42.7%) となり、一方、「実施していない」会員は、150 社 (51.2%) となった。(表 6-1・図 6-1 参照)

[表 6-1 環境保護に向けた社会貢献活動への参加・支援等について]

環境保護に向けた社会貢献活動への参加・支援等について	会員数 (社)	比 率
実施している	125	42.7%
実施していない	150	51.2%
検討中	18	6.1%
合 計	293	100%

図 6-1 環境保護に向けた社会貢献活動への参加・支援等について



なお、前回調査において、調査対象会員 312 社のうち、環境保護に向けた社会貢献活動への参加・支援等を「実施している」会員は 99 社 (31.7%)、「実施していない」会員は 193 社 (61.9%) であった。

② 環境保護に向けた社会貢献活動への参加・支援等の実施内容 (複数回答)

環境保護に向けた社会貢献活動への参加・支援等を実施している会員 125 社の実施内容を見ると、「『エコキャップ運動』(※)の実施」が 72 社と最も多く、「清掃活動の実施」(50 社)が続いている。それ以外は、「環境関係のボランティア参加」(29 社)、「行政主催の環境美化運動への協力参加」(25 社)、「環境保護団体 (NPO 法人) 等への活動支援」(21 社)、「衣類の寄付」(15 社)、「アルミ缶の回収・寄付」(15 社)、「植林事業の実施」(11 社)、「その他リサイクル資源の寄付」(10 社)等を実施している。(表 6-2・図 6-2 参照)

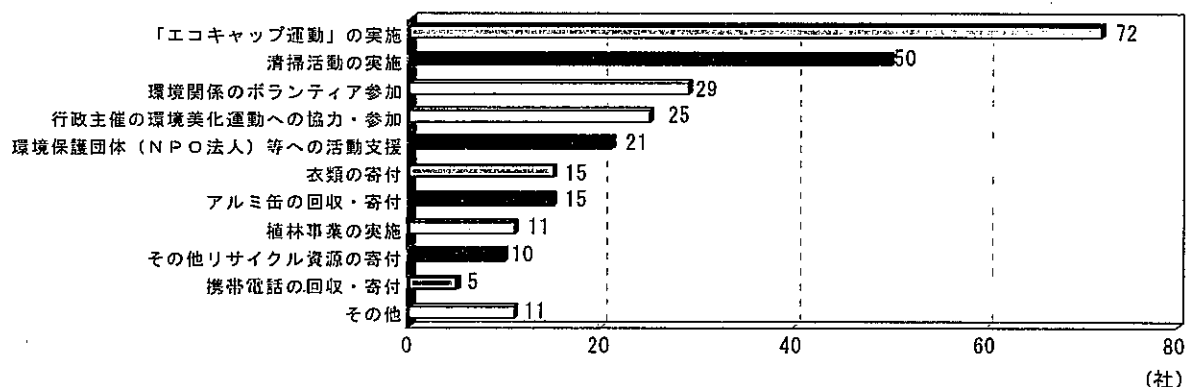
(※) エコキャップ運動…収集したペットボトルのキャップをリサイクル業者に売却し、その収益でワクチンを寄付する活動

[表 6-2 環境保護に向けた社会貢献活動への参加・支援等の実施内容（複数回答）]

環境保護に向けた社会貢献活動への参加・支援等の実施内容	会員数（社）	比 率
「エコキャップ運動」の実施	72	57.6%
清掃活動の実施	50	40.0%
環境関係のボランティア参加	29	23.2%
行政主催の環境美化運動への協力・参加	25	20.0%
環境保護団体（NPO法人）等への活動支援	21	16.8%
衣類の寄付	15	12.0%
アルミ缶の回収・寄付	15	12.0%
植林事業の実施	11	8.8%
その他リサイクル資源の寄付	10	8.0%
携帯電話の回収・寄付	5	4.0%
その他	11	8.8%
環境保護に向けた社会貢献活動への参加・支援等を実施している会員	125	—

（注） 比率は、対象回答会員数（125 社）を母数とする割合であり、複数回答を選択可能であるため、100%を超える。

図 6-2 環境保護に向けた社会貢献活動への参加・支援等の実施内容（複数回答）



なお、前回調査において、「環境保護に向けた社会貢献活動への参加・支援等を実施している」と回答した会員 99 社のうち、「『エコキャップ運動』の実施」と回答した会員は 52 社、「清掃活動の実施」と回答した会員は 43 社、「環境関係のボランティア参加」と回答した会員は 24 社、「行政主催の環境美化運動への協力参加」と回答した会員は 18 社、「環境保護団体（NPO法人）等への活動支援」と回答した会員は 22 社であった。（いずれも複数回答）

【参 考】その他の環境保護に向けた社会貢献活動への参加・支援等の実施内容

- ・ 「ビーチクリーンアップキャンペーン」への参加
- ・ ライトダウンキャンペーンへの参加
- ・ 町内会の環境美化運動への協力・参加
- ・ 地域コミュニティ及び子ども達と協働で耕作放棄地の復田による無農薬米栽培により、湧水の浄化、生物多様性保護及び地域経済活性化のプロジェクトを社員ボランティア主導で実施
- ・ 建築家 安藤忠雄氏の中之島壁面緑化プロジェクトへの参加
- ・ 企業グループとして、グループ会社と一体的に実施、参加・支援協力等（清掃活動、森林保全活動等の地域ボランティア活動を行う「グローバル・コミュニティ・デー」の毎年の実施など）（2社）
- ・ 公益信託日本経団連自然保護基金への寄付
- ・ 書き損じはがきの寄付活動
- ・ 使用済切手の有効活用（ボランティア団体への寄贈）
- ・ 一部のCSR関連ファンドについて、收受した委託者報酬の中から、社会貢献活動を行っている非営利団体、公益信託等の募金、基金等への寄付を実施
- ・ 不要な文具を廃棄せず、リサイクル（寄付）を実施

（7）その他の環境問題への取組みについて

上記取組み以外の環境問題への取組みについては下記のとおりであった。

- ・ 本店の一部について、照明器具をLED化（LED蛍光灯の設置）【2社】
- ・ 個人用マグカップの利用による紙コップの使用抑制【2社】
- ・ ハンドドライヤーの利用によるペーパータオルの使用抑制【2社】
- ・ 「ワクチン債」、「未来の地球債」の販売
- ・ 社有車の排出量に対し、相応の排出権を購入し、カーボンオフセットを実施
- ・ 閉鎖店舗の什器備品・部材のリサイクル
- ・ 本社ビル3棟のカーボンニュートラル化
- ・ 水道の蛇口調整による節水等
- ・ ビル監視システムの作動確認（日常パトロール）
- ・ 冷暖房空調設備のシーズン毎のスケジュール調整
- ・ 消灯前でのオフィス清掃
- ・ 目論見書等の電子交付サービスの実施
- ・ 電子メールの署名にメールの印刷をなるべく削減するよう呼びかけのメッセージを記載
- ・ Global 全社で Community Partnership program（企画）を実施するなど、様々な地域社会貢献活動を展開、日本では、将来的に環境関連の団体とのコラボレーション、寄付等を実施する予定
- ・ 森林資源保護を目指し、ペーパーレス化について、システム会社を含め、全社で取り組み。また、クールビズの導入に積極的に取り組み、営業店においても、顧客の理解のもと、空調温度の引上げに尽力中
- ・ 夏休み期間中における子供向けの環境啓蒙企画の実施
- ・ 外部コンサルタントへの委託等も含む、平成22年4月1日の改正省エネ法施行への対応を実施
- ・ 寄附金付き年賀はがきの購入

- ・ 古新聞及び段ボール等の再生資源の業者への回収依頼
- ・ 金融を通じた環境問題への取組みを広げていくため、「国連環境計画・金融イニシアティブ」(UNEPFI) に加盟、「責任投資原則」(PRI)、「カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト」(CDP)、「国連グローバル・コンパクト」への加盟
- ・ 就業時間の短縮による省電力化
- ・ 親会社と一緒に環境問題への取組みを推進

(8) 電力使用量等の削減に向けた、その他の会員の取組事例について【任意回答】

上記取組みのほか、2009年度の電力使用量等について、前年度比(2008年度)で減少している会員に対し、その減少要因や、2009年度又はそれ以前において、電力使用量等の削減のために実施した対応策の内容等についてアンケート調査を行ったところ、大要下記のとおり回答(任意回答)があった(上記(1)から(7)までと重複している内容あり)。

(空調・温度管理関係)

- ・ クールビズ、ウォームビズ、カジュアル・フライデーの導入・実施など、怪装勤務、空調の温度管理の徹底・最適化【91社】
- ・ 空調機器の稼働時間の短縮・抑制【17社】
- ・ (老朽化等による)省エネ型空調機器への入替え【8社】
- ・ 空調設備の定期的なフィルター掃除、空調室外機熱交換器の交換・洗浄【3社】
- ・ クールアースデーの導入【2社】
- ・ 午後7時以降の空調等停止努力(クールアースデーにちなんだ消灯努力)の継続
- ・ 温度設定ガイドラインの設定
- ・ サーキュレーター(扇風機)の設置
- ・ 冷温水発生器からガスヒートポンプへの変更

(照明機器関係)

- ・ 未使用時・帰宅時の事務室・会議室、共用部分などの照明の消灯・節電、点灯時間の変更【56社】
- ・ 事務室、トイレ、廊下等における蛍光管球、蛍光灯の使用数の間引き・削減【11社】
- ・ 照明の照度の変更等【5社】
- ・ 事務室、非常階段などにおける人感センサーによる自動消灯の導入など【4社】
- ・ 電球・ハロゲンライトの蛍光灯への交換、低電力電球への交換【3社】
- ・ 定時(午後8時)一斉消灯の実施
- ・ 天井照明機器の入替え
- ・ 屋上広告塔(ネオン)の消灯

(電気機器関係)

- ・ 帰宅時・一定時間離席時・未使用時のPC、プリンター、コピー機、配電盤の電源オフ等による待機電源の削減【20社】
- ・ 省エネ型のPC、液晶端末、UPS、その他の事務機器への入替え【9社】
- ・ 使用OA機器、使用サーバの減少・削減・集約・複合化等、PCの電源断管理【7社】

- ・ 株価ボード（株価テレビ）の使用中止・撤去、使用時間の短縮【3社】
- ・ サーバ機器のデータセンタへの移設、サーバの外部委託【3社】
- ・ 省エネ型サーバへの入替えなどシステムの見直し【3社】
- ・ 月2回、18時にPC強制シャットダウン
- ・ 常時電源投入機器（主装置・主な電源部分などの基幹部分）の低消費電力機器への切替え（電話主装置・インターネット関連装置の入替え・再構成等）

（事務室・拠点の統廃合・従業員管理等）

- ・ 従業員の減少・削減【20社】
- ・ 勤務時間管理（残業管理等）、出社時間・退出時間管理の徹底【17社】
- ・ 事務室、サーバールームの縮小、集約・統合、使用頻度の変更【11社】
- ・ （省エネビルへの）本社移転、又は本社移転・分室の統廃合等による事務室スペースの集約・削減等【12社】

※ 本社移転に伴う省エネ機器の導入、照明の人感センサーの導入、空調機器の入替え、地域冷暖房プラントの利用のほか、合併等による事務室移転等や、主要事業拠点の移転・集約などを含む。

- ・ 事業の縮小（計画減・自然減）など【6社】
- ・ 定時退社日・早帰り日・最終退社時間の設定【5社】
- ・ ビル内装工事に伴う事務室の改修、事務室スペースの集約
- ・ 本社増床による人口密度の減少
- ・ 事務室のレイアウト変更による空調効率の最適化に向けた見直し（同一フロアのパーティション効果のある設備の撤去・移動等）

（その他）

- ・ 自社の電力使用量・エネルギー使用量・紙使用量の定期的な周知、省エネ機器の利用推進、その他の社員への啓発活動【4社】
- ・ 温度計、温度管理・照明管理等の設備者の設置【3社】
- ・ 紙使用量の削減（帳票類の電子化、再生紙利用、両面再利用等）【2社】
- ・ ビルオーナー・管理会社と共同で省エネ対策を推進【2社】
- ・ チームマイナス6%への参画
- ・ 電子りん議の導入
- ・ 社用車の一部について省エネ車への変更
- ・ 入居ビルの省エネ設備の活用
- ・ グリーン電力証書の購入
- ・ 省エネルギー推進委員会の設置
- ・ 省エネ・省資源ルール of 徹底
- ・ 自社独自のエコキャンペーン等の実施（未使用時の部屋の消灯、未使用時・昼休憩等長時間離席時にPCの電源オフ、室温管理の徹底）

以 上

証券業界における電力使用量等の推移等について

Ⅰ. 証券業界における「本社・本店」（本社機能を有する施設を含む。）の電力使用量等について

1. 2006年度を基準年度とする会員証券会社等（基準年度比）

※ 2006年度の本社・本店（本社機能を有する施設を含む。）における使用量を基準に2008年度から2012年度までに6%の削減を目指す。

(小数点第2位四捨五入)

	2009年度 (平成21年度)	基準年度（2006年度）比		2008年度 (平成20年度)	基準年度（2006年度）比		2007年度 (平成19年度)	基準年度（2006年度）比		2006年度 (平成18年度)
		増減値	増減比率		増減値	増減比率		増減値	増減比率	
会員数（社）	278	12	4.5%	297	31	11.7%	291	25	9.4%	266
電力使用量（kWh）	166,535,128	▲ 15,679,415	▲8.6%	190,175,087	7,960,544	4.4%	196,131,044	13,916,501	7.6%	182,214,543
総床面積（㎡）	532,299	▲ 10,217	▲1.9%	612,877	70,361	13.0%	611,687	69,171	12.8%	542,516
1㎡当たりの電力使用量（kWh）	312.9	▲ 23.0	▲6.9%	310.3	▲ 25.6	▲7.6%	320.6	▲ 15.2	▲4.5%	335.9

2. 2002年度を基準年度とする会員証券会社等（基準年度比）

※ 2002年度の本社・本店（本社機能を有する施設を含む。）における使用量を基準に2003年度から2012年度までに12%の削減を目指す。

(小数点第2位四捨五入)

	2009年度 (平成21年度)	基準年度（2002年度）比		2008年度 (平成20年度)	基準年度（2002年度）比		2007年度 (平成19年度)	基準年度（2002年度）比		2006年度 (平成18年度)	2002年度 (平成14年度)
		増減値	増減比率		増減値	増減比率		増減値	増減比率		
会員数（社）	15	▲ 1	▲6.3%	15	▲ 1	▲6.3%	16	0	0.0%	16	16
電力使用量（kWh）	89,197,337	3,175,407	3.7%	101,033,742	15,011,812	17.5%	100,738,470	14,716,540	17.1%	87,951,778	86,021,930
総床面積（㎡）	254,500	27,846	12.3%	279,267	52,613	23.2%	275,499	48,845	21.6%	251,149	226,654
1㎡当たりの電力使用量（kWh）	350.5	▲ 29.0	▲7.7%	361.8	▲ 17.7	▲4.7%	365.7	▲ 13.9	▲3.7%	350.2	379.5

【参考】全会員の対前年度比

(小数点第2位四捨五入)

	2009年度 (平成21年度)	前年度（2008年度）比		2008年度 (平成20年度)	前年度（2007年度）比		2007年度 (平成19年度)	前年度（2006年度）比		2006年度 (平成18年度)
		増減値	増減比率		増減値	増減比率		増減値	増減比率	
会員数（社）	293	▲ 19	▲6.1%	312	5	1.6%	307	25	8.9%	282
電力使用量（kWh）	255,732,465	▲ 35,476,363	▲12.2%	291,208,829	▲ 5,660,686	▲1.9%	296,869,514	26,703,193	9.9%	270,166,321
総床面積（㎡）	786,799	▲ 105,345	▲11.8%	892,144	4,958	0.6%	887,186	93,521	11.8%	793,665
1㎡当たりの電力使用量（kWh）	325.0	▲ 1.4	▲0.4%	326.4	▲ 8.2	▲2.5%	334.6	▲ 5.8	▲1.7%	340.4

Ⅱ. 証券業界における「事業者全体」のエネルギー使用量及び電力使用量等について

(小数点第2位四捨五入)

	2009年度 (平成21年度)
会員数（社）	293
エネルギー使用量（kl）	131,658
電力使用量（kWh）	433,794,238
総床面積（㎡）	1,777,864
1㎡当たりの電力使用量（kWh）	244.0

(注) 小数点第2位を四捨五入しているため、数値が一致しない場合がある。

2008 年度以前の証券業界における電力使用量等に係る数値訂正等について

平成 22 年 11 月 16 日

日 本 証 券 業 協 会

今般、証券業界における電力使用量等について、次のとおり、2008 年度分、2007 年度分、2006 年度分及び 2002 年度分に係る数値の訂正等をいたします。

1. 訂正等の理由

本協会では、証券業界における環境自主行動計画（注）の進捗状況の検証等を目的として、毎年、全会員からの報告に基づき、証券業界における電力使用量等の状況についての取りまとめを行い、これを公表しています。

本協会では、当該進捗状況や環境問題を取り巻く環境の変化等を踏まえ、証券業界における環境問題への取組みを推進するための諸施策を実施することとしており、その一環として、本年 6 月、全会員による過年度分（2008 年度分、2007 年度分、2006 年度分及び 2002 年度分）の「本社・本店」（本社機能を有する施設を含む。以下同じ。）の電力使用量等についての一斉点検を実施いたしました。

今般、当該一斉点検の結果に基づき、過年度分の「本社・本店」の電力使用量等の訂正等を行うこととします。

（注） 平成 20 年 2 月 19 日付「証券業界の環境問題に関する行動計画」及び「証券業界の環境問題に関する行動計画に規定する数値目標の設定について」

2. 訂正等の内容

別紙のとおりです。

以 上

別紙

(別紙) 2008年度以前の電力使用量等の訂正等の内容について

1. 2008年度の本社・本店における電力使用量等

	訂正前			訂正後			増減		
	全体	2006年度基準	2002年度基準	全体	2006年度基準	2002年度基準	全体	2006年度基準	2002年度基準
会員数 (社)	310	295	15	312	297	15	2	2	0
電力使用量 (kWh)	299,713,216	200,718,726	98,994,490	291,208,829	190,175,087	101,033,742	▲ 8,504,388	▲ 10,543,640	2,039,252
総床面積 (㎡)	918,242	653,436	264,805	892,144	612,877	279,267	▲ 26,098	▲ 40,559	14,462
1㎡当たりの電力使用量 (kWh)	326.4	307.2	373.8	326.4	310.3	361.8	0.0	3.1	▲ 12.1

2. 2007年度の本社・本店における電力使用量等

	訂正前			訂正後			増減		
	全体	2006年度基準	2002年度基準	全体	2006年度基準	2002年度基準	全体	2006年度基準	2002年度基準
会員数 (社)	307	291	16	307	291	16	0	0	0
電力使用量 (kWh)	286,047,115	185,384,897	100,662,218	296,869,514	196,131,044	100,738,470	10,822,399	10,746,147	76,252
総床面積 (㎡)	903,496	623,733	279,763	887,186	611,687	275,499	▲ 16,310	▲ 12,046	▲ 4,264
1㎡当たりの電力使用量 (kWh)	316.6	297.2	359.8	334.6	320.6	365.7	18.0	23.4	5.8

3. 2006年度の本社・本店における電力使用量等

	訂正前			訂正後			増減		
	全体	2006年度基準	2002年度基準	全体	2006年度基準	2002年度基準	全体	2006年度基準	2002年度基準
会員数 (社)	282	266	16	282	266	16	0	0	0
電力使用量 (kWh)	269,770,611	178,519,235	91,251,376	270,166,321	182,214,543	87,951,778	395,710	3,695,308	▲ 3,299,598
総床面積 (㎡)	801,151	547,507	253,644	793,665	542,516	251,149	▲ 7,486	▲ 4,991	▲ 2,495
1㎡当たりの電力使用量 (kWh)	336.7	326.1	359.8	340.4	335.9	350.2	3.7	9.8	▲ 9.6

4. 2002年度の本社・本店における電力使用量等

	訂正前			訂正後			増減		
	全体	2006年度基準	2002年度基準	全体	2006年度基準	2002年度基準	全体	2006年度基準	2002年度基準
会員数 (社)	—	—	16	—	—	16	—	—	0
電力使用量 (kWh)	—	—	89,495,511	—	—	86,021,930	—	—	▲ 3,473,581
総床面積 (㎡)	—	—	225,480	—	—	226,654	—	—	1,174
1㎡当たりの電力使用量 (kWh)	—	—	396.9	—	—	379.5	—	—	▲ 17.4

(注1) 電力使用量及び総床面積については少数点第1位を四捨五入、1㎡当たりの電力使用量については少数点第2位を四捨五入している。

(注2) 「2006年度基準」とは、2006年度の電力使用量を基準として、2008年度から2012年度までに6%の削減を目指す会員に係る基準をいい、「2002年度(基準年度)」とは、2006年度の電力使用量を基準として、2003年度から2012年度までに12%の削減を目指す会員に係る基準をいう。

平成22年度における「証券業界の環境問題に関する行動計画」に係る取組みについて(概要)

「証券業界の環境問題に関する行動計画」の策定等(平成20年2月)

- 証券業界の環境自主行動計画を策定
- 証券業界における電力使用量(本社・本店ベース)の削減に関する数値目標を設定
(数値目標) 2012年度までに、①2006年度比で6%削減、又は②2002年度比で12%削減

環境問題を取り巻く環境の変化等(外的要因)

- 政府や産業界における地球温暖化対策のための諸施策の推進
(京都議定書目標達成計画に基づく諸施策の実施、改正省エネ法の施行、産業界における自主的な取組みの推進 など)
- 環境問題に対する国民の関心の高まり

証券業界における環境自主行動計画の進捗状況等(内的要因)

- 証券業界全体での総電力使用量の増加(2008年度、2007年度)などにより、電力使用量の削減をより一層推進することが必要
- 改正省エネ法の施行等に伴い、証券業界としても、事業者全体でのエネルギー使用量の把握・管理を推進することが必要

電力使用量の削減など、環境問題への取組みを推進するための諸施策を実施することが必要

「『証券業界の環境問題に関する行動計画』に係る今後の取組みについて」の取りまとめ(平成22年5月)

1. 担当責任者・事務担当者の設置・届出

- ✓会員は、電力使用量等の調査等に関する担当責任者・事務担当者を設置し、日証協に届出
- ✓全会員において担当責任者等を設置・届出(新規加入会員は加入後順次実施)

会員における電力使用量の削減に向けた取組みを推進するための体制整備等の一環として実施

2. 過年度分の電力使用量等の一斉点検・結果連絡

- ✓会員は、過年度分の電力使用量等の点検を実施し、その結果を日証協に連絡
- ✓全会員において点検を実施。過年度分の電力使用量等の訂正等を実施(平成22年11月公表)

削減を推進する基準となる自社の電力使用量等の状況について、会員における再認識などを目的として実施

3. 「本社・本店」の電力使用量等の詳細把握

- ✓電力使用量等の増加会員は、増加理由の分析や削減のための具体的な方策の検討を実施し、その結果を日証協に報告 など
- ✓2009年度分の定期調査の一環として実施

会員における「本社・本店」の電力使用量等に関する調査内容の拡充を目的として実施

4. 「事業者全体」のエネルギー使用量等の調査・把握

- ✓会員は、「本社・本店」の電力使用量等のほか、「事業者全体」のエネルギー使用量及び電力使用量等を調査し、日証協に報告
- ✓2009年度分の定期調査の一環として実施(平成22年11月公表)

改正省エネ法の施行等に併せて、「事業者全体」のエネルギー使用量等の把握・管理の推進を目的として実施

平成 22 年 11 月 16 日

平成 22 年度教育関係者向け「金融経済教育フォーラム」の開催について

証券教育広報センター証券教育部

1. 開催目的

本協会が他の証券関係団体とともに構成する証券知識普及プロジェクト^(注)では、学校・教育現場における金融経済教育の振興及び提供教材の普及を図るため、平成 18 年度から中学校・高等学校の教員や教育委員会の関係者等を対象に、「金融経済教育フォーラム」を全国の主要都市で開催している。

今年度も、学校・教育関係者が参加しやすい学校の冬休みの時期で、翌年度の指導計画書を作成する時期にも当たる 12 月下旬から 1 月上旬にかけて全国 10 カ所で開催する。

今回は、本フォーラム受講者のより主体的な参加を促すため、パネルディスカッションの充実、グループ討議の導入など、内容面で一層工夫を図ることとした。

(注) 証券知識普及プロジェクト参加団体：

日本証券業協会、東京証券取引所グループ、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所、札幌証券取引所、投資信託協会、名証取引参加者協会

2. 開催内容等

別紙 1 及び 2 のとおり。

以 上

平成 22 年度教育関係者向け「金融経済教育フォーラム」開催要項

1. 目的：中学校・高等学校の教諭や教育関係者を主な対象として、金融経済教育の必要性や意義に関する講演や、教育現場における取り組み事例等を紹介し、金融経済教育関連授業と教材普及等の一層の拡大を目的に開催する。
2. 日時：平成 22 年 12 月 27 日（月）～平成 23 年 1 月 8 日（土） ※ 8. スケジュール参照
3. 会場：東京証券取引所他 ※ 8. スケジュール参照
4. 募集定員：総定員 700 名 ※各会場の定員は別紙 2 参照
5. 参加費等：無料
6. 案内発送先：中学校（約 11,000 校）及び高等学校等（定時制含む約 6,000 校）
7. 主催者等：主催－証券知識普及プロジェクト
共催－全国公民科・社会科教育研究会、全国中学校社会科教育研究会
後援－文部科学省、金融庁、東京都教育委員会ほか各道府県市教育委員会、
各地教員研究会、日本銀行、金融広報中央委員会等（以上、申請予定）
8. スケジュール：平成 22 年 12 月 27 日（月） 仙台・KKR ホテル仙台
(仙台市青葉区錦町 1－8－17)
平成 22 年 12 月 27 日（月） 名古屋・名古屋栄東急イン
(名古屋市中区栄 3－1－8)
平成 22 年 12 月 27 日（月） 広島・八丁堀シャンテ（広島市中区八丁堀 8－28）
平成 22 年 12 月 27 日（月） 松山・えひめ共済会館（松山市三番町 5－13－1）
平成 22 年 12 月 28 日（火） 金沢・石川県地場産業振興センター
(金沢市鞍月 2－1)
平成 22 年 12 月 28 日（火） 大阪・北浜フォーラム（大阪府中央区北浜 1－8－16）
平成 22 年 12 月 28 日（火） 福岡・天神ビル（福岡市中央区天神 2－12－1）
平成 22 年 12 月 30 日（木） 東京・東京証券取引所（中央区日本橋兜町 2－1）
平成 23 年 1 月 6 日（木） 宇都宮・ホテル東日本宇都宮
(宇都宮市上大曾町 492－1)
平成 23 年 1 月 8 日（土） 札幌・札幌証券取引所
(札幌市中央区南一条西 5－14－1)
9. 講演テーマ等：別紙 2 参照

以 上

平成 22 年度教育関係者向け「金融経済教育フォーラム」開催一覧

主催：証券知識普及プロジェクト

共催：全国公民科・社会科教育研究会、全国中学校社会科教育研究会

後援：文部科学省、金融庁、都道府県市教育委員会、各地研究会、日本銀行、
金融広報中央委員会（以上、申請中）

開催日時・定員	開催地・会場	講演テーマ（仮題）	講師・報告者等
平成 22 年 12 月 27 日(月) 12:30～16:30 定員 50 名	仙台市 KKR ホテル 仙台	最近の金融・経済の 動向と今後のゆくえ	東京大学大学院経済学研究科教授 伊藤 元重 氏
		学校における金融経済教育の進め方	弘前大学教育学部教授 猪瀬 武則 氏
		教材説明（「株式学習ゲーム」「みんなで体験！株式会社とお金のしくみ」など）	
		体験型教材を使った事例報告	岩手県立黒沢尻北高等学校教諭 高橋 利幸 氏
		パネルディスカッション	〔コーディネーター〕 弘前大学教育学部教授 猪瀬 武則 氏 〔パネラー〕 岩手県立黒沢尻北高等学校教諭 高橋 利幸 氏 ほか
平成 22 年 12 月 27 日(月) 12:30～16:30 定員 100 名	名古屋市 名古屋栄東急 イン	最近の金融・経済の 動向と今後のゆくえ	株式会社住信基礎研究所首席研究員 伊藤 洋一 氏
		学校における金融経済教育の進め方	桐蔭横浜大学スポーツ健康政策学部教授 谷田部 玲生 氏
		教材説明（「株式学習ゲーム」「みんなで体験！株式会社とお金のしくみ」など）	
		体験型教材を使った事例報告	愛知県立知立高等学校教諭 加藤 悟 氏
		パネルディスカッション	〔コーディネーター〕 桐蔭横浜大学スポーツ健康政策学部教授 谷田部 玲生 氏 〔パネラー〕 愛知県立知立高等学校教諭 加藤 悟 氏 名古屋市立昭和橋中学校教諭 伊藤 達也 氏 同朋高等学校教諭 中村 友紀 氏

開催日時・定員	開催地・会場	講演テーマ（仮題）	講師・報告者等
平成 22 年 12 月 27 日(月) 12:30～16:30 定員 50 名	広島市 ホテル 八丁堀 シャンテ	会計士が教える、 やさしいきんゆう教育	公認会計士 山田 真哉 氏
		学校における金融経済教育の進め方	岐阜大学教育学部教授 大杉 昭英 氏
		教材説明（「株式学習ゲーム」「みんなで体験！株式会社とお金のしくみ」など）	
		体験型教材を使った事例報告	山口県立西京高等学校教諭 末廣 素子 氏
		パネルディスカッション	〔コーディネーター〕 岐阜大学教育学部教授 大杉 昭英 氏 〔パネラー〕 山口県立西京高等学校教諭 末廣 素子 氏 福山市立山野中学校教諭 亀山 聖一 氏 広島県立五日市高等学校教諭 高林 賢治 氏
平成 22 年 12 月 27 日(月) 12:30～16:30 定員 50 名	松山市 えひめ共済会館	金融トラブルの実態と 金融経済教育の必要性	弁護士 住田 裕子 氏
		学校における金融経済教育の進め方	三重大学教育学部教授 山根 栄次 氏
		教材説明（「株式学習ゲーム」「みんなで体験！株式会社とお金のしくみ」など）	
		体験型教材を使った事例報告	愛光中学・高等学校教諭 杉崎 裕治 氏
		パネルディスカッション	〔コーディネーター〕 三重大学教育学部教授 山根 栄次 氏 〔パネラー〕 愛光中学・高等学校教諭 杉崎 裕治 氏 ほか
平成 22 年 12 月 28 日(火) 12:30～16:30 定員 50 名	金沢市 石川県地場 産業振興センター	学校における金融経済教育の進め方	桐蔭横浜大学スポーツ健康政策学部授 谷田部 玲生 氏
		どうなる！日本の政治・経済！	読売新聞特別編集委員 橋本 五郎 氏
		教材説明（「株式学習ゲーム」「みんなで体験！株式会社とお金のしくみ」など）	
		体験型教材を使った事例報告	東京都立桜修館中等教育学校教諭 高橋 勝也 氏
		パネルディスカッション	〔コーディネーター〕 桐蔭横浜大学スポーツ健康政策学部授 谷田部 玲生 氏 〔パネラー〕 東京都立桜修館中等教育学校教諭 高橋 勝也 氏 能美市立根上中学校教諭 朝倉 京子 氏 富山県立富山商業高等学校教諭 野田 満 氏

開催日時・定員	開催地・会場	講演テーマ（仮題）	講師・報告者等
平成 22 年 12 月 28 日 (火) 12:30～16:30 定員 120 名	大阪市 北浜フォーラム	最近の金融・経済の 動向と今後のゆくえ	株式会社住信基礎研究所主席研究員 伊藤 洋一 氏
		学校における金融経済教育の進め方	弘前大学教育学部教授 猪瀬 武則 氏
		教材説明（「株式学習ゲーム」「みんなで体験！株式会社とお金のしくみ」など）	
		体験型学習教材の活用法	兵庫県立洲本実業高等学校教諭 安井 敦子 氏
		パネルディスカッション	〔コーディネーター〕 弘前大学教育学部教授 猪瀬 武則 氏 〔パネラー〕 大阪市立東商業高等学校校長 佐藤 芳弘 氏 大阪市立蒲生中学校校長 吉信 勝之 氏 兵庫県立洲本実業高等学校教諭 安井 敦子 氏 大阪市立長吉中学校教諭 李 洪俊 氏
平成 22 年 12 月 28 日 (火) 12:30～16:30 定員 80 名	福岡市 天神ビル	会計士が教える、 やさしいきんゆう教育	公認会計士 山田 真哉 氏
		学校における金融経済教育の進め方	岐阜大学教育学部教授 大杉 昭英 氏
		教材説明（「株式学習ゲーム」「みんなで体験！株式会社とお金のしくみ」など）	
		体験型教材を使った事例報告	横浜市立潮田中学校教諭 力丸 剛 氏
		パネルディスカッション	〔コーディネーター〕 岐阜大学教育学部教授 大杉 昭英 氏 〔パネラー〕 横浜市立潮田中学校教諭 力丸 剛 氏 北九州高等学園教諭 塩田 尚秀 氏 福岡市立友泉中学校教諭 宇都宮 淳 氏
平成 22 年 12 月 30 日 (木) 9:30～14:35 定員 100 名	東京都 東京証券取引所	最近の金融・経済の 動向と今後のゆくえ	千葉商科大学学長 島田 晴雄 氏
		学校における金融経済教育の進め方	信州大学教育学部准教授 栗原 久 氏
		教材説明（「株式学習ゲーム」「みんなで体験！株式会社とお金のしくみ」など）	
		体験型教材を使った事例報告	鎌倉市立大船中学校教諭 星 典男 氏
		パネルディスカッション	〔コーディネーター〕 信州大学教育学部准教授 栗原 久 氏 〔パネラー〕 鎌倉市立大船中学校教諭 星 典男 氏 東京都立桜修館中等教育学校教諭 高橋 勝也 氏 神奈川県立三浦臨海高等学校教諭 金子 幹夫 氏

開催日時・定員	開催地・会場	講演テーマ（仮題）	講師・報告者等
平成 23 年 1 月 6 日（木） 12:30～16:30 定員 50 名	宇都宮市 ホテル東日本 宇都宮	最近の金融・経済の 動向と今後のゆくえ	千葉商科大学学長 島田 晴雄 氏
		学校における金融経済教育の進め方	信州大学教育学部准教授 栗原 久 氏
		教材説明（「株式学習ゲーム」「みんなで体験！株式会社とお金のしくみ」など）	
		体験型教材を使った事例報告	那須烏山市立下江川中学校教諭 柴田 哲朗 氏
		パネルディスカッション	〔コーディネーター〕 信州大学教育学部准教授 栗原 久 氏 〔パネラー〕 那須烏山市立下江川中学校教諭 柴田 哲朗 氏 宇都宮大学教育学部附属中学校教諭 川中子 靖 氏 東京学芸大学附属国際中等教育学校 教諭 古家 正暢 氏
平成 23 年 1 月 8 日（土） 12:30～16:30 定員 50 名	札幌市 札幌証券取引所	最近の金融・経済の 動向と今後のゆくえ	千葉商科大学学長 島田 晴雄 氏
		学校における金融経済教育の進め方	城西国際大学経営情報学部准教授 阿部 信太郎 氏
		教材説明（「株式学習ゲーム」「みんなで体験！株式会社とお金のしくみ」など）	
		体験型教材を使った事例報告	東京都立西高等学校教諭 篠田 健一郎 氏
		パネルディスカッション	〔コーディネーター〕 城西国際大学経営情報学部准教授 阿部 信太郎 氏 〔パネラー〕 札幌市教育委員会学校教育部指導室 指導主事 宮田 佳幸 氏 東京都立西高等学校教諭 篠田 健一郎 氏 札幌市立平岡中央中学校教諭 清水 顕史 氏

以 上